

令和 7 年

大蔵村議会会議録

第 1 回定例会	3 月 1 1 日	開 会
	3 月 1 4 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 7 年 3 月 11 日（火曜日）

第 1 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和7年 第1回大蔵村議会定例会会議録第1号

令和7年3月11日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会委員長	斉藤徳美君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	佐藤克也君
デジタル推進室長	
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君

産業振興課課長補佐	八 鋤 充 教 君
産業振興課課長補佐	井 上 沙 織 君
地域整備課課長補佐	今 井 啓 之 君
教 育 課 課 長 補 佐	八 鋤 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 一 君
-------------	-----------

議事日程 第1号

令和7年3月11日（火曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

・所管事務調査報告

第4 村長の施政方針

第5 本期受理の請願

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願

請願第2号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願

第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、提案されます諸議案に加え、令和7年度の予算を審議する重要な会議であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正に妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が激しい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対して、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により5番八鍬信一議員、6番加藤忠己議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は本日3月11日から3月14日までの4日間にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日３月11日から３月14日までの４日間に決定いたしました。

日程第３ 諸報告

○議長（海藤邦夫君） 日程第３、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せて報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） お集まりの皆様、改めましておはようございます。

令和７年第１回大蔵村議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

御出席をいただきました議員の皆様方、土屋代表監査委員様、斉藤農業委員会会長様、そして、御多忙中にもかかわらず傍聴いただきました皆様方に、心より御礼を申し上げます。

さて、この冬は、２月の立春を待っていたかのように、上旬と中旬の２度にわたり長期寒波が襲来し、全国的に死者や負傷者、家屋の倒壊など、多くの被害をもたらしました。昔から三寒四温と言われてきましたが、あまりに強烈な寒波と初夏のような温かさを繰り返すこの頃であります。

本村においては、この２度の寒波を含め、大きな被害はなく、今のところ総じて例年並みの冬ではなかったかと思っていますところであります。弥生３月を迎え、例年並みとはいえ、厳しい冬を乗り越えた安堵感からか、今日のような温かな日差しに本格的な春の訪れを感じます。

昨年、令和６年は冬の消雪、暖冬、役場新庁舎造成工事の着工、夏の降雨による激甚災害、国道458号本合海バイパス白須賀・上竹野間の開通、秋には米価の上昇等、それぞれの分野において目覚ましい年でありました。そうした状況の中でも、議員の皆様方をはじめ、村民、職員の御協力により、粛々と村政運営を進められたことに感謝を申し上げます。

３月議会は申すまでもなく、新年度予算を御審議いただき、新年度の方針をお示しする議会でございます。今議会には、条例の設定や予算関係議案など、30議案を御提案させていただきます。あわせて、私の令和７年度における村政運営の基本方針である施政方針を御説明させていただきます。

議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

続きまして、報告に入ります。

報告１、新庄インターチェンジ付近道の駅勉強会の中間報告について、最上地域８市町村長で構成する新庄インターチェンジ付近道の駅勉強会における中間報告について、別紙のとおり

報告をいたします。詳細につきましては、過日開催の議員全員協議会で地域整備課長に説明をさせておりますので、省略をさせていただきます。

以上で、村長としての報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 次に、総務文教常任委員会より所管事務調査の報告書が提出されておりますので、総務文教常任委員長より報告をお願いします。7番佐藤雅之議員。

○7番（佐藤雅之君） おはようございます。

少々長くなりますが、総務文教常任委員会のほうの所管事務調査の報告をいたします。

当常任委員会は、去る2月4日、村の教育行政や学校現場の課題を調査するために、大蔵中学校を訪問し、授業見学や校舎視察を行いました。その後、校長、教育課長から、1、生徒の学力や体力の状況、学校経営の課題等について、2、いじめや不登校の状況について、3、部活動の地域移行や教職員の働き方改革について聞き取りを行いました。

まず、授業方法としては、いわゆる教室型ではなく、机の配置を初めからグループ型にしており、タブレット等を使い生徒が自主的に調べ、発表し、教師が質問するなど、生徒の自主性を引き出す工夫が随所に見られました。また、特別支援学級で学ぶ生徒も教科によっては一般の生徒と授業を受けることができるなど、柔軟な仕組みが取り入れられていました。次に、生徒の発達について聞き取ったところ、体力面では全国・全県との比較で特に問題はないものの、学力面では数学が全国・全県平均を大きく下回っており、学習内容の定着に向け、家庭等での反復学習や共同での学びの確保が課題となっているようです。さらに生活態度に対する評価では、生徒自身の自己評価の高さに比べ、保護者側の評価がそれに比べると低いなど、両者に大きな隔たりがあるとの調査結果も示されました。もう少し詳しい把握が必要ではありますが、これは例えばですが、タブレットやスマートフォンの利用を単なる遊びと見るか、学びと評価するかなど、保護者側の認識も含めて、従来の評価軸にとらわれない視点が必要だと思われました。

いじめについては、6月、11月に定期的なアンケートを実施し、状況をつかみ、チームで解決に導いているとのことでありました。不登校についても、保健室登校や教育支援センターの開設によって養護教諭やスクールカウンセラーが対応し、関係者との情報連携を密にしながら、生徒に寄り添った形で課題解決につなげていることも語られました。専門職を交えた生徒へのきめ細かいサポートや情報連携が、ますます重要だと考えます。

教職員の働き方改革については、ICT化の中で校務ソフトの活用を進め、業務の効率化を図っているとのことでした。また、タイムカードを導入し、月の残業時間45時間を意識した活

動を行っていることなども示されました。そのために部活を早く始めて早く終わる仕組みにしたり、教員免許を持った学習指導員等による支援、部活動の一部地域移行準備など、地域との連携も生かしたりしたやり方となっていることなども語られました。

教職員の人手不足や長時間労働是正も叫ばれている昨今、長時間労働を削減でき、教員が生徒や児童たちと向き合える時間を確保するために、ＩＣＴも駆使した真の業務効率化が必要だと考えられます。また、学力向上など、学校の本来の役割と機能を保護者が理解し、家庭教育との適切な役割分担が果たせるようなコミュニケーションの場を設けることも必要であると考えられます。

当委員会としてはこのような課題をよく把握し、あわせて安全で快適な学校施設の提供に向け、点検等を行い、予算等の審議に生かしていく所存です。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 次に、産業建設常任委員会より所管事務調査の報告書が提出されておりますので産業建設常任委員長より報告をお願いします。４番佐藤 勝議員。

○４番（佐藤 勝君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告書。

２月７日、村内全域の積雪及び道路の管理状況、公共施設や空き家の管理状況などを、議員６名、役場担当者２名、議会事務局の合計９名で調査を行いました。当日は最強寒波の最中であり、猛吹雪の中、車の走行も危険な状況でありましたが、現実を知るには絶好の機会であるとし、調査を決行しました。

１月中は昨年同様小雪かと思われましたが、２月に入り状況が一変し、積雪量の増加に伴い、屋根への積雪量の増加や、懸命の除雪作業にもかかわらず、作業が追いつかないなど、道路状況は厳しいものでありました。このような条件の中、夜中から休むことなく生活道路の確保のため、除雪作業に携わっている皆さんには、心から感謝とともに敬意を表したいと思います。

公共施設、これ消火栓とか、ごみステーション、消防小屋などの管理は、消防団や地区の皆さんの努力により、ほぼ完璧に管理されており、見事なものでありました。厳しい冬も半分が過ぎ、これ以上積雪が増すことのないようお願いばかりであります。

調査終了後、総括で検討した事項を幾つか申し上げます。

１、屋根から道路への落雪による災害が発生すると思われる箇所が数多く見受けられ、今後の道路を新設する際、十分な検討をお願いします。

２、短時間に大量の降雪があり、気温の上昇による雪崩の発生が予想され、防災無線による注意勧告が必要であります。このくらっちもあるんですけれども、それは効果があまりないと

思われます。

3、豪雪地帯と位置づけているのであれば、それ相応の対策を講じる必要があります。

4、冬期間の道路確保は万全な除雪対策が必要。特に除雪作業に従事する人員の確保や待遇、作業員の高齢化などを考慮し、後継者の要請は必須である。

5、各河川に架かる橋梁上の排雪。特に歩道部分とか、ガードレールなど。

6、異常気象により、平たん部も山間部もこれまで常識外の降雪が想定されるため、その検討や対策は急務である。

以上のとおり報告します。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 施政方針

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、村長の施政方針に入ります。

加藤村長お願いいたします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、令和7年度の施政方針を申し上げます。

令和7年第1回大蔵村議会定例会の開会に当たり、私の施政方針を申し上げ、村政運営に対する議員の皆様並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年、世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染症のパンデミック、未曾有の事態に翻弄された3年間を経て、コロナ禍の終息を迎えた令和5年4月、5期目の村政を担わせていただきました。令和7年度は、議員皆様同様その折り返しの年であります。

昨年を振り返りますと、令和6年1月元旦の石川県能登半島を震源とする巨大地震が発生をいたしました。東日本大震災の恐怖が再び脳裏によみがえった、2024年の幕開けでありました。1月、2月は記録的な暖冬で、あまりの小雪に夏の豪雨による災害だけはないように願うばかりでありましたが、7月25日から26日にかけて秋田と山形の県境に梅雨前線が停滞し、庄内最上地域が豪雨に襲われました。本村においても、河川や道路、農地等を中心に甚大な被害が発生しました。

災害直後でありましたが、待望の国道458号本合海バイパスが事業着手から28年を経て、8月4日に完成をいたしました。国道47号新庄酒田道路、東北中央自動車道に最短距離でつながり、周辺地域への通勤通学の利便性や物流の効率化、観光産業等の経済的発展に大きく寄与

するものと期待をしております。

災害により大きな打撃を受け疲弊した農業でしたが、令和5年産米の高温による生産量の減少、コロナ禍の終息やインバウンドの回復等により外食産業が急拡大し、春以降は米の需要が増加、出来秋の6年産の米価は大幅に上昇しました。さらに、年明け後も価格は高騰し続け、ついには政府備蓄米を放出する異常事態となっております。農家にとっては、ようやく持続可能な稲作経営ができる明るい兆しが見えてきたように思います。

長年の懸案でありました役場新庁舎建設事業について、本格的に事業着手し、実施設計が完了、建設用地の造成工事も間もなく完了し、本体工事の7月着工に向け準備をしているところであります。

こうした状況において、第4次総合計画における「協働による持続可能な村づくり」「安心できる安全な生活空間づくり」「地域の特性を活かした魅力ある産業づくり」「地域総がかりの人づくり」「生涯すこやかに暮らせる地域づくり」、この5つの施策を粛々と進めていくことはもちろんですが、策定から5年、総合計画も折り返しのときを迎えました。

こうした状況を踏まえ、村の現状を鑑み、現在、最も重要な課題と、それに対する取組について申し上げ、施政方針といたします。

第1に、人口減少問題について。

村政を執行するに当たって、人口減少問題は避けて通れません。村の人口は、毎年80人ずつ減少し、この20年間で1,600人減少し、現在2,800人となっております。

高齢化とともに出生者数の減少やコロナ禍において回避されていた人口流動は元に戻り、進学や就職等に起因した転出等により、人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。人口回復の特効薬はないものの、これまで様々な定住促進策を実施してまいりましたが、とりわけ中山間地域の人口減少は著しく、集落の維持すら危ぶまれ、打つ手のない状況には情けなさを痛感しております。

日本は東京一極集中が進み、人口減少とともに少子高齢化が加速しております。

東京都には上場企業の50%以上が、また、大学の30%が首都圏4県に立地し、学生の40%以上が首都圏の大学に通っております。首都圏への転入超過数のほとんどが、進学や就職による10代から20代の若者であります。人口が東京に集中すればするほど日本全体の出生率は下がり、人口減少が進むことは言うまでもありません。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略にうたわれた地方の人口減少の克服、東京一極集中の是正は全く解消されず、このままでは今後も実現は厳しいと思わざるを得ません。東京一極集

中の是正と地方の活性化は、車の両輪です。

石破総理大臣は、令和7年の年頭に当たって、急速に人口減少が進む日本の現状について「地域の活力、経済の活力が低下している。地方創生を起動し、東京の一極集中を是正し、多様な国民の幸せが実現できる日本を作っていく」と決意を示しています。また、今国会の施政方針演説でも、「官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限引き出し、新技術を徹底的に活用し、一極集中を是正し多極分散型の多様な経済社会を構築していく」また「防災庁など政府関係機関の地方移転、都市部に立地する企業の本社機能の移転などを実現する環境整備を進める」「東京23区内の大学等の定員を抑制し、地方大学による実践的な人材の育成を進める」としています。

地方の力ではどうしようもないのが、この人口問題であります。東京一極集中の是正なくして総理が目指す「楽しい日本」の実現はあり得ません。国の対応策を注視し乗り遅れることのないよう、まずは、人口減少をできる限り抑制しながら、交流人口、関係人口を増やし、移住促進、Iターン、Uターンを支援し、これまで実施してきた子育て環境の整備等をさらに充実させ、国の政策が地方に効果が発揮できるまでは、人口が減少しつつも安心して暮らせる村を創ることを念頭に村政を進めてまいります。

第2に、防災対策について。

御承知のとおり、近年、異常気象が頻発しています。気温の上昇、大雨の頻度が増え、公共施設災害はもちろん、農作物の生産や品質低下、鳥獣被害、熱中症リスクの増加等、これら気候変動に起因する事象が生活に大きな影響を及ぼしてきています。

本村においても、平成28年8月の台風7号、9号による連続豪雨、平成30年2月の豪雪、同年8月の豪雨、令和2年7月豪雨、令和4年12月の大雪、そして昨年7月の庄内最上地方を襲った豪雨災害、ここ10年足らずのうちに毎年のように過去に経験したことのない災害が発生しております。今後、地球温暖化の進行に伴い、こうした豪雨や猛暑、突発的な大雪等のリスクがさらに高まり、過去に経験したことのない災害が常態化することが懸念されます。

こうした気候変動に対し、住民の生命と財産を将来にわたって守り続けることに真剣に取り組まなければなりません。まずは、災害発生時には命を守ることを最優先し、地域防災計画に沿った迅速な対応が求められます。そのため、常日頃から状況に合った計画の見直しと住民への周知が必要です。また、職員の防災意識の高揚を図るための訓練や研修、救命講習の実施、それぞれの地域に即した自主防災組織による自発的な防災訓練の実施も急務であります。また、減災のための住宅改良事業や耐震補強の推進、要援護者への配慮とともに実践的な避難訓練も

必要です。消防団、自主防災組織、そして本年度組織化していただいた防災士の皆様や民生委員との連携強化は最も重要であり、村全域において災害対応力を高めていかなければなりません。

災害時は停電や交通障害等、インフラ・ライフラインへの影響が大きいため、老朽化したインフラの更新等も計画的に行っていかなければなりません。災害時の影響を最小限に抑えるためにも、適切な維持管理を行い、社会インフラの機能を維持していくことが重要と考えております。

第3に、産業の活性化について。

初めに、農業振興ですが、農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、何といたっても次代を担う後継者、新規就農者を確保し、農業経営者として育成することが重要です。そのため、中学校、高校と連携し、昨年4月に開学した東北農林業専門職大学に村内出身者の入学を促進し、新規就農者対策を積極的に行ってまいります。また、担い手の高齢化や国内外の競争力が激化する中、農地の集積、集約化により生産性の向上を図るとともに、村重点振興作物のトマトなどを代表とするブランド力の強化も図っていかなければなりません。

長引くコロナの影響や生産資材等の高騰等、水田農業をめぐる状況は厳しさを増す中、6年産米の価格が上昇しました。明るい兆しと捉えてはおりますが、集荷競争の過熱が市場価格に影響しているといわれ、楽観視できるものではありません。農業者が安心して営農継続できる環境整備が重要と考えており、国、県の支援を受けながら、きめ細かな対応を行ってまいります。

こうした状況を踏まえ、私がこれまで水田農業の存亡をかけた事業として取り組んできた基盤整備事業ですが、現在、事業費ベースで60%が完了し、令和7年度は、白須賀地区に続き、清水、合海地区で本格化します。今後は、基盤整備事業が終了した地域から計画的な畑地化を推進し、園芸作物などの高収益作物への転換を図っていくことも必要です。

中山間地域においても6年産米の価格が維持され、離農に歯止めがかかることを期待するものですが、農家の高齢化は避けることができません。本年は、中山間地域等直接支払制度第6期対策の初年度を迎えますが、過度な負担にならない持続可能な労力に見合った取組を計画し、中山間地域の組織力を結集して本制度の有効活用を図っていただきたいと思います。

園芸作物においては、近年産地の自然災害が影響してか、市場単価が高水準で推移し、何とか生産額は確保しておりますが、生産量は減少しており、特に主力品目であるトマト生産農家

の後継者問題、新規就農者の確保は喫緊の課題であります。産地化は一夜にして成らず、大蔵ブランドの確立は40年の歳月を費やし、農家、J A、村が一体となって取り組んできたものであり、ここで絶やすことなく、県下のトマト産地を維持していきたいと思っております。

観光産業につきましては、国内の観光需要は本格的に回復し、県内各地の観光地も国内外の旅行者で再びにぎわいを取り戻しておりますが、本村の観光客数は令和元年までのコロナ前と比べ、依然として70%、前年対比でも90%と伸び悩みが顕著となっております。観光産業が本当の意味でコロナ禍から脱し、持続可能な産業として地元経済を支えていくには、構造転換が必要と考えております。まずは、観光客のニーズに合った観光協会の再構築、主要観光施設である肘折いでゆ館の運営を見直し、各旅館施設においてはインバウンド対応や従業員不足等の課題を解決しなければなりません。多くの人に訪れていただくことも重要ですが、このコロナ禍の教訓においては、数から質へのシフト、来ていただいた方に再び来ていただくための質の高いサービスを提供できるよう、観光事業者が一体となって進めていけるよう支援をしてまいります。

第4に、医療と福祉の継続について。

無医村から平成3年6月の診療所開所と同時に着任され、その後、診療所所長として35年間勤務された荒川所長が、令和8年3月をもって定年退職されます。今日まで多くの村民に寄り添い信頼され、本村の医療に貢献いただいたことは、ただただ感謝の言葉しかありません。多くの村民が今後の診療所の運営を御心配されていることを承知しておりますので、荒川所長の御意見を踏まえ、今後の方向性を早急に示していきたいと考えております。

なお、この件については佐藤 勝議員から一般質問を受けておりますので、そのところでさらに詳しく答弁をしたいというふうに思っております。

過疎地域において地域医療体制の確保は重要なテーマであり、患者がその病状に見合った機能の医療サービスを適切に受けられる体制を維持することが求められます。高齢世代が増える一方、労働世代が減り、医療、介護に携わる人の数が限られてくるため、限られた医療、介護資源を有効かつ効率的に使う必要があります。

最上地域唯一の中核病院である県立新庄病院が移転改築し、はや1年半が経過しました。地域救急救命センター、総合患者サポートセンターの新設により、最上地域の医療・保健・福祉の連携が強化され、診療所との役割分担が明確になりました。予防医療を含めた地域医療において、自分で通院が難しくなった高齢者が安心して暮らすことができる在宅医療への取組は重要であり、今後も住み慣れた地域で豊かに老いるための支援を行っていききたいと考えております。

す。高齢者が病気や老化などにより要介護状態になっても、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいなどを一体化した状態で提供できる体制の構築が必要と考えております。

第5に、教育について。

私は、村長就任以来、「村づくりは人づくり」であるという信念の下、教育環境の充実に力を注いでまいりました。折しも令和7年4月に村教育大綱を策定いたします。村の教育行政の根本となる指針を示すもので、生涯教育における「人々の多様性を尊重した共生社会の形成」「文化・自然遺産の保存継承及び活用」、幼児・学校教育における「多様な学びを支える教育基盤の充実」「いのちの尊厳と、社会の中で協調し自立する力の育成」「自ら考え、主体的に行動する力を育む教育の実現」の5つを基本方針として、「ふるさとに誇りと愛着をもち、心豊かな人づくり」を実現する教育施策の展開を図っていきます。

本年度から、保育事業、幼児教育を健康福祉課から教育委員会に移管し、保小中の一貫教育を実施しております。保育所、小学校、中学校のそれぞれのステージにおいて連携し、質の高い学びや育ちを保障するための教育環境を整備してまいります。

最後に、村の財政運営について。

役場新庁舎建設事業が、本年7月より本体工事に着手します。20億円を超える新庁舎建設が、「住民サービスは低下しないか、村財政に影響はないか」と不安視されている方がおられるかと思えます。村では、熊本地震を機に平成29年から本格的に新庁舎建設の検討を加速し、公共施設等整備振興基金及び地方債を財源とし新庁舎建設事業を計画的に進めており、住民サービスに影響を及ぼさないよう財政運営を行ってまいります。

しかしながら、令和7年度以降については、昨年7月豪雨の災害復旧事業等による財政調整基金の取崩しや増大する行政需要への対応、人口減少に伴う税収等の自主財源が減少する一方、高齢化対策に伴う社会保障関連経費の増加が見込まれ、村道の道路改良事業等の大規模な投資的事業により借り入れた地方債の償還が令和9年度にピークを迎えます。また、今後、既存の水道や下水道等の老朽化した公共施設の改修事業が必要となり、その財源対応によるさらなる基金残高の減少が懸念され、厳しい財政運営が継続することは覚悟しなければなりません。

本村に限ったことではありませんが、依然として長期化が続く資源価格の高騰や円安による物価上昇、頻発化・激甚化する大規模自然災害への対応や令和7年度の国勢調査の人口減少による交付税への影響等、国の動向、とりわけ、地方財政対策の内容によっては、さらに厳しい財政状況になることが想定されます。

財政運営につきましては、新庁舎建設事業にかかわらず、今まで以上に歳出全体を通じて優

先順位を明確化し、無駄を排除しつつ目的を明確にした事業により効果的な支出を徹底していかなければなりません。

こうした中でも、第4次総合計画の5つの施策を力強く推し進め、「おかえり、なりわい灯す きよなる里」を目指してまいります。

以上、令和7年度を迎えるに当たって、私の施政方針を申し上げましたが、先人から受け継いだこの村を次世代へ引き継ぐ努力とともに、持続可能な村をつくり上げるためには、村民の英知を結集して取り組まなければなりません。

私自身、5期目の折り返しを迎え、その責任を果たす決意を新たにしているところでございます。

今後とも、村民の方々から寄せられる御意見や地域の課題に耳を傾け、議会での議論を大切にしながら、村政運営に当たる所存でありますので、議員の皆様、村民の皆様には特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。

長い間の御清聴ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

日程第5 本期受理の請願

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、本期受理の請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおりであります。

会議規則第92号の規定により、この請願第1号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願及び請願第2号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願については、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第6 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

5番八鍬信一議員。

〔5番 八鍬信一君 登壇〕

○5番（八鍬信一君） それでは、質問させていただきます。

質問事項として、①作の巻地内の道路整備と水路改修、②村民の歌制定。

①ですけれども、①－1ですね、県道30号大石田・畑線、作の巻地内においては、豪雨のたびに山腹から土砂流出があり、その都度通行止めになり、孤立化に至っています。また、未整備部分については、狭き道道路のため、接触事故や、冬季間には積雪・路面凍結による脱輪・滑落事故が多発している状態です。

令和3年にこの対策として、休耕地上に直線道路の新設が最善策ではないのかなという質問をしたところ、村長からは休耕地にルート変更すると、土砂災害の影響もなくなり、道路線形も良好になることから、県に強く要望していくという答弁をいただいています。

その後の進捗について。

2として、①－2ですね、昨年7月作の巻地内において、豪雨による県道の冠水があり、通行不能、住宅、作業場の床上、床下浸水がありました。浸水の高さは最高で一番低いところで1メートルぐらいになり、また、農作物被害、農機具の故障、農業資材、住宅家具の廃棄処分等もありました。

原因としては、集落南側山ですね、それから沼に流入した雨水が満水し、この後、県道からの排水溝を通じて住宅地に逆流したものです。異常気象が続く中、河川の氾濫時に樋門、その他ゲートを閉鎖することから、今後も災害は想定されます。

対策案としては、沼寄りの排水路を別に新設して、堤防上部より放出することが適策と考えます。

今後の対策について。

②現在、全国的に市町村民歌が制定され、機会あるごとに歌われております。山形県においては、35市町村のうち11市17町村が市町村民歌を制定しております。制定していないのは7市町村のうち、この中の新庄最上では大蔵村とほか1村だけであります。

今回、新庁舎建設に当たり、竣工に合わせた村民歌を制定することは、大蔵村のイメージアップと村民の意気高揚につなげ、村の活性化にも貢献できるものと思います。

楽曲としてはですね、前回も紹介したように、大蔵村砂防出張所の前所長が大蔵村のために「大蔵村賛歌」というものをつくっております。村の景観とか、歴史、文化をうたっており、最適だと思います。これは私の見解です。

以上について、村長に伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 初めに、「作の巻地内の道路整備と水路改修」という八畝議員の質問にお答えをいたします。

八畝議員から質問のありました作の巻地内の道路整備と水路改修につきましては、先月５日に八畝議員同行の下、作の巻地区代表をはじめ同地区の皆様が役場に来庁し、村に対しての要望事項を事細かに説明をしていただきました。

初めに、主要地方道大石田・畑線の道路整備につきましては、令和３年12月定例会で本村松山地区から新庄市白ヶ沢地区までの区間を、現道北側の休耕田となっている水田側にルート変更することで道路線形も良好になり、土砂災害の影響も少なくなると考えられるので、県にルート変更も含めて要望していくと答弁をさせていただいております。昨年大雨の際にも、当該区間には大量の土砂が流出し、そのたびに通行止めとなっており、道路整備の必要性は十分認識をしております。

大石田・畑線の道路整備につきましては、長年にわたって要望活動を行っており、その結果として作の巻集落内や大黒岩地内の拡幅、白須賀地区から通り地区までの防風雪柵の設置などの工事も実施していただいております。

毎年、同盟会の要望活動など機会を捉え、強く県に要望しているところでございます。今後、同盟会構成市町村で一体となり、本路線全区間が１年を通して安全に通行できる道路整備の実現に向けて、粘り強く要望活動を実施してまいります。

次に、水路改修について答弁をいたします。

昨年７月の大雨では、村内で住家を含む多くの建物が床上・床下浸水の被害を受けております。作の巻地区においては、局所的な大雨により周囲の山から流れ出した大量の雨水が地区内の沼に集まり、そこからあふれ出た水が内水被害をもたらしたと聞いております。このことを踏まえ、議員からは沼から水を集落内に流さず、直接堤防の外に排水するための水路改修について提案をいただきました。

先の要望会では、沼から堤防までの水路勾配的には問題ないという見解を伺っていますが、

堤防を管理する国土交通省からは堤防上部を開削し水路を敷設する点、排水ゲートを新たに設置する点などについては、現時点で難しい課題であると回答いただいております。また、作の巻地区では基盤整備の計画もあり、排水流量に応じた流末水路の整備についても検討が必要であると考えます。

村内では、作の巻地区のほか、清水合海地区、稲沢地区においても内水被害に大変苦慮しております。内水処理につきましては、地域にとっては重要な課題でありますので、関係機関への要望活動や関係団体との協議を重ねながら、内水対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、「大蔵村村民の歌制定」という質問にお答えをします。

議員からは令和元年9月の定例議会の折にも、この件について御質問をいただきました。そのときには、その制定についてどういう仕方や方法がふさわしいかといったことが重要であると答弁をしております。また、時間にあまりとらわれずに、村民皆様に愛され、大蔵村をPRできるような村民のための歌をつくるのであれば、作成に向けて検討していくと答弁しております。

その後、村といたしましても策定に向けて、令和3年に県内の市町村に調査を実施しております。当時の調査では33市町村から回答がありましたが、策定済みは23自治体でした。八鍬議員がお調べになったことでは、現在は28市町村が策定済みということであります。

前回御質問いただいたのは、村制施行130周年のときでしたが、今回は庁舎移転に合わせてということですが、記念と考えれば制定するよい機会であると考えます。しかしながら、前回も答弁いたしました、未来永劫まで歌われるであろう村民歌については、多くの村民の方々から親しみを持っていただくことが必要と考えます。それには、たくさんの御意見を頂戴しながら、村民の総意の下に制定することが最も重要であります。

村民歌の制定に向けては、今後の村の総合計画と併せて、必要か、必要でないかといった意見をいただき、その上で一般公募によるのか、著名な方に依頼するのか、またどのような機会に歌うのかなど等の御意見をいただいて、検討する場を用意していきたいと考えます。

今後とも、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 本件については、令和3年村長の言ったように答弁をいただきました。

今回の災害においては、これまでにない甚大な災害となっております。令和2年、6年と続き、現況の悪化が加速している状況です。

質問資料の①－1を見ていただきたいと思います。

以前からですね、崩落し始めたこの地域が大黒岩というんですけれども、その山ですね、その地域の山、令和2年、6年の大雨で大きく崩れて、この矢印のように数か所にね、土砂が流出して、通行不能となりました。今後ですね、山全体の崩落も予想されることから、早急な対策が必要ではないかと思います。

この下のR2の崩落になってとありますけれども、これは山全体を空撮したものですけれども、ちょっと色濃くして、赤くして、見やすいようにしています。この箇所が全て崩落している箇所です。これがやっぱり年々だんだんひどくなっている状況なので、この山をどうにかするというのはもう困難なことでありまして、で、道路のほうを移動すれば、大きな崩落があっても災害は免れるんじゃないかなということなんです。

村のほうでもね、県のほうにも話はしているということですが、その辺ですね、さらに要望を強めるということを答弁いただきました。

ただですね、今どのような、県ではこの状況についてどんな考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八畝議員からは本当に分かりやすくこういった参考資料といいましょうか、それも頂いてですね、本当に皆さんも分かりやすいんじゃないかなと思ってございます。

この件はですね、最初の答弁でも申し上げたとおり、いろんな角度から捉えてですね、いろんな場をお願いを申し上げます。

たしか八畝議員も御存じかと思えますけれども、今のここに来るまでの大黒、大黒岩でいいんですかね。（「だいこくいわ」の声あり）だいこくいわですか。（「だいこくいわという話は聞いています」の声あり）何か地元の方でもちょっと、大黒岩ですか。大黒岩まで来るまでの道路を通ったこともあるし、御存じかと思えますけれども、ここに来るまでの間の用地問題について何十年もいろいろなことがありまして、今の状況になってございます。そういったことで、用地問題がまとまらなければ、なかなかこういった道路は造っていただけないということが現状でありました。なおかつ1回採択されて決まったものをですね、さらに用地問題がこじれて道路ができなくなるというふうなことになった場合については、なかなかその事業をまたやっていただくということは大変なことでありました。そういったことで、大蔵村ではこの作の巻の道路、県道30号ですけれども、何十年というふうな長い間、不便な状態で御利用いただいたところになります。

私はいつも申し上げておりますけれども、道路というのはですね、地域の方々だけの利用で

はないわけです。庄内から来る方々、逆に村内から出て行く方々、そういういろんな利用があるわけですから、八鍬議員がおっしゃるとおり、本当に大きな問題であります。

そういったことで、先ほども答弁しましたがけれども、県会議員の先生方、それから1つの協議会、その中でも申し上げておりますし、いろんな機会を捉えてやっているということでもあります。ただ、県も道路新設については予算がかなりかかるものですから、なかなかすぐにできないというのが現状だとお分かりいただきたいというふうなことを、私どもには答弁いただいております。ですけれども、これを途中でそうですかというふうな形で簡単に諦めればですね、それが継続しないことになります。そういうことで、同じことの繰り返しになりますけれども、何回も同じ要望をさせていただきます。

そういうことで、これからはさらに国会議員の先生とか、そういった方々からも協力をしていただいてというふうなことも、私個人的にも考えているところであります。実際この道路というのはですね、県道や村道であっても、予算は国や県、そういうふうな形で成ります。お金を頂いて造ることになります。ですから、県の道路だということで県会議員だけではなくて、国会議員の先生方からも支援していただく。あるいは、いろんな関係から御支援をいただく、要望活動をしていただく、そういうことが大事かと思います。そういったことで、いろんな方法を捉えてやってまいりたいと思います。

県については、私に対してはそういうふうな答弁でありました。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員

○5番（八鍬信一君） 今言われたように、私個人としても県にも話してみます。ただ、村でね、強く要望してくださいという今のところの話です。

それとですね、先ほどのこの田んぼの地権者についてですけれども、地権者の方からは同意をもらっています。同意を得た上での質問です。

ただですね、その方いわく、俺生きているうちにしてけろな、と釘を刺されています。せっかくいただいた同意が無効にならないように、ひとつお願いしたいと思います。

そんなことでね、あとここにざっと現況と書きましたけれども、この図面のですね、夜中ですね、これ結構庄内地方に行く車が冬でも通るんです。で、真夜中に一番その道路側の方ですけれども、真夜中に起こされた。何事かと思ったら、車引っ張ってくれということで、毎年ね、トラクターで引っ張っている状況です。雪の壁に突っ込んだとか、脱輪したとか。幸い人身には至っていないと思いますがけれども、そういうことも含めてね、これは作の巻地域のみな

らず、ここを通る方々の安心と安全を守るためにも、ぜひ今後も要望していただければと思います。

続いて、①－２です。裏面をちょっと見ていただきます。

これは見てのとおりなんですけれども、一番上の沼というところに雨水が入って、そこが満水、パンクして、下のリンドウと水稻の田んぼに入ると。今の状況がこういうことになっています。この田んぼからの排水は一応ゲート、樋門とゲート２か所で外に排水しているんですけれども、当然川が氾濫すれば、このゲートも閉まります。そういうことで、ここが満水になって、道路のほうと住宅のほうから、この水稻という田んぼのほうに。通常はね、こっちのほうに排水になるんですよ。ところが、この田んぼのほうで満水したために逆流して、この水深１メートルと書いてある、ここが一番低いところで、このくらいの水に浸かってしまったということです。それによって床下、床上浸水、農地関係の補償とかね、いろんな災害に今回至っています。

あと、Pと書いてあるのがここにポンプ、常設ポンプ設置してあるんですけれども、この能力としては今回の水では到底太刀打ちできない。前回もそうでした、R２年のときも。で、排水車が行って、何とか排水したという状況なんです。だから、今後頻繁に起こり得る災害なんで、この辺も早急に解決を必要かなということです。

あとですね、この沼についてちょっと調べたんですけれども、これは国交省管轄ですね、国交省の所有になっています。その辺で、国交省に対して何か対策を要望できないのか、村長に伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 要点だけ申し上げます。

この沼が国交省の持ち物で管理だというふうなこと、私はちょっと今初めて知ったわけでありまして、担当部署知っているのかというふうなことも確認しながら、後から課長からですね、説明をさせていただきます。

このPというふうなポンプなんですけれども、これは国交省からの借り受けなものであります。以前はですね、これは電源がなくて、発電機で稼働しておりました。水上ポンプですので、水の中でも稼働するというふうなこと。ただ、能力的にはやはりポンプ車のポンプよりはちょっと落ちるのかなというふうには思っています。ですけれども、ここに設置をしたというふうなことで、作の巻地域の皆様にとっては非常にありがたいということ。そして、それを電氣化したということもですね、非常に効果としてはあったのかなというふうに今考えてござい

す。

それから、具体的にこういった計画の下に、八鍬議員から御提案いただいたというようなことは非常にありがたく思っています。でですね、こういった事業緊急を要するというので、うちの課長がですね、すぐに国交省のほうの担当とお話をさせていただきました。それに基づいてのこの答弁であります。

八鍬議員も御存じのとおり、一級河川あるいはその他の河川でも結構ですけれども、流末ですね、流末でその水を排するときどういうふうな形でなるのかということが一番問題になるんだそうです。基盤整備にしてもですね、流末をきっちりその河川協議をしていかないとですね、簡単にはできないということ、そういうこともあるんだというようなことを私も聞いてございます。そういったことで、今回は流末がですね、ややちょっと問題があるというふうなこと。簡単にですね、水が来たから、それをそこから排水するという、緊急時には可能かもしれませんが、常設をするというようなことはちょっとね、できないんだそうです。そういうことも含めて、課長から詳しい答弁をさせたいというふうに思っております。そういうことですので、よろしくお願いします。

なおですね、こういったことを大変大事なことでありましたので、うちの課長もですね、すぐに担当課に赴きまして、いろんな様子を聞いてまいりました。その辺について、忌憚のないところを答弁いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長、お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） この件につきまして、私も7月の大雨の際は現地のほうで、地区の方の立会いの下、作業とかですね、浸水の状況等確認しております。

それで、こちら八鍬議員のほうから示されました案のほうが非常にいい案だなというふうなことで、私のほうで役場の裏手にあります南部流域治水出張所のほうにお伺いして、その際に言われたことがですね、まず、1つ目が堤体のほうを開削するというふうなことは、非常に難しい問題であるというふうなことでございました。それとあわせまして、国土交通省のほうで樋管のほうをつけておりますので、そちらをもう一つつけるというふうなことが非常に難しいというふうな点で、堤防のほうを現時点で上を通すというふうなことは困難であるというふうなことで聞いております。

それとあわせまして、今現在ですね、この案は非常にいいと思うんですが、積雪期で現地の状況が分からないというふうなことで、雪解けを待ってですね、現地のほう見た上で、どのよ

うにすればいいのかというふうなことを確認していきたいというふうに思っております。

あと、先ほどありました沼についてなんですけれども、これは国土交通省のものではなくてですね、大蔵省、旧大蔵省のものであります。ですので、今現在、財務省というふうな管轄で、法定外公共物というふうなものになっていると思われまいます。それで、今、管理自体は作の巻地区というふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） これですね、村長答弁、ただいまの答弁にもありましたけれども、国土交通省からは堤防上部を開削し水路を敷設するのは駄目だということの話なんですけれども、私は現地で確認したこの図面のほうですね、空撮の図面のCの放流という場所は、堤防外の村道に入っているという話でしたけれども、だから、この上に仮設にするのか、管を埋めるのかはちょっとその辺は分からないんですけれども、このA地点から、この道路までの高さは80センチメートルほどの落差があるということで、十分可能だという現地の方の話です。実際トランシットで測ったそうです。

この件についてお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） その点につきましては、2月5日にですね、地区の方がおいでになった際に、水路の落差自体は十分であるというふうなことはお聞きしております。

ですが、現地のほうを詳しくうちのほうでも見てみないと、その状況は間違いないものかというふうなことを確認できないものですから、まずは確認した後というふうなことでございます。

あと、私が調べた、その今八鍬議員から示されたC地点というふうな部分については、村道であるというよりも、こちらについては堤防敷地というふうなことで確認させていただいております。それはうちのほうの地籍図を見て確認しておりますので、間違いないかと思ひます。

ですので、放流口につきましても、こちらでよいのかというふうなことはですね、うちのほうからは申し上げられませんので、それも検討事項の一つというふうなことで、現時点は、現時点ではお答えさせていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬信一議員。

○5番（八鍬信一君） それではですね、最後の②についてなんですけれども、前回もお願ひと

うか、質問したように、私個人的には歌詞とか、メロディーが大変気に入っていて、再度質問したところです。

あと今回ね、新庁舎建設ということで、この竣工にお披露目できるような、村民の方がこれに限らずね、村民の歌がつくられればいいなということです。

やっぱり先ほど言ったようにですね、やっぱり最上では2町2村だけというのはちょっとね、寂しいかなと思って、この際、思い切ってつくれるかなと思います。

あと、この村民の歌を制定するに至っては、村長はどのようなプロセスを、工程を考えていますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、八鍬議員から質問ありました、どういったプロセスというふうなことですけれども、答弁で答えておりますけれども、やはりですね、新庁舎建設に合わせてというふうな考え方、非常にタイミングとしてはいいと思うんですけれども、先ほども申し上げたとおり、これから末代ですね、大蔵村がある限り村民歌として残っていく。だとすれば、やはり慎重を期してつくらなくちゃいけないでしょうというふうなことで、今こういった八鍬議員から言われた、この歌でいいものかということもね、含めて、何回も言いますけれども、いろんな角度から考えないとですね。ですから、極論というか、結論を言いますればですね、あまり期日にこだわらないで、何とか制定をしていこうというふうな形であれば、この場でそういうふうな方向でいきたいと。ただ、必ずしもそういうような方向でなくて、その新庁舎に合わせて必ずつくってほしいというふうなことを八鍬議員からどこまでも要望されたのであれば、それにははっきり申し上げまして、答えは出せないというふうに思っています。

そういうことで、内部で検討しております。あれ以来、いろんなことを。先ほど申し上げたとおり、山形県のいろいろな町村にも問合せ聞いていますので、そういうことも含めてですね、準備はしてまいりたいと思っています。

そういうことで、ぜひ期日にこだわらない村民歌の制定というようなことで御納得いただければというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 前回質問したときですね、村の一応総合計画にも載ったんです。それがいつの間にかうやむやになって、その後の計画には載っていないんです。それ村長分かるかどうか分からないですけれども、その辺でどういういきさつになったのかなということも、分か

ればお伺いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の聞いたこともやはりなんですけれども、その際にはその話出したんですけれども、なかなか皆さんから御理解いただけなかったというふうなことだったらしいです。そういうことで、職員間でもそのことを話したんですけれども、それもやはりなかなかまとまらなかったというふうなことで、なくなってしまったのかなというふうに私は思っております。私の知っているところは、そこまでです。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 先ほど村長が言われたように、制定となれば、プロセスとしては、村長が他市町村にですね、村長の諮問によって制定検討委員会なり、推進委員会なりを、委員会を組織して、その答申を受けてどうのこうのというスタイルがありました。あと、もう一つはアンケートという内容もありましたけれども、アンケートについてはあまりやっていないようです。委員会のほうに全てを任せると。その中で、応募するのか、どういうものがあるのかということになりまして、応募件数あれば、その中から選定すると。あとは、内容的には作曲、メロディーですね、それとか作詞、そのほかも検討委員会のほうで精査すると、その市町村にふさわしいのかどうかと。こういう形が、主なようですので。

もうやっぱりあと、機会なんですよ。やっぱり何かの記念ということで、皆さんつくっているようなんです。これを逃したら、もう機会ないのかなという感じもします。

最後にですね、村長個人の御意見を伺います。制定したらいいのか、しない。お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 八鍬議員がおっしゃっているとおりですね、山形県の中でもほとんどの市町村でそういった歌をつくっていらっしゃるというふうなことです。ぜひ大蔵村でもつくっていかなくてはならないんじゃないかというふうな私の思いであります。

ただ、今議員がおっしゃるとおり、新庁舎のあれまで合わせてというふうな期限つきのは、私としても今この場でそういうふうにしますということは答えられませんので、今後ですね、今言ったとおり、いろんなプロセスを考えて検討していくというふうなことについてはお約束をします。今でも検討しているんですが、中では、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っています。早くいっても、庁舎建設までは無理なのかなと思います。そういうことも併せてですね、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 早急な実現を期待して、終わります。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤 勝議員。

〔4番 佐藤 勝君 登壇〕

○4番（佐藤 勝君） おはようございます。

今日から4日間、定例会が開催されます。長期間になりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

私は「診療所運営の今後は」ということについて、村長に質問します。

地域医療の拠点である診療所の今後の運営については、村民からたくさんのお問合せが私にあります。この施設は何年もの間、多くの村民が信頼と愛情を持って利用し、健康維持のために村民と職員が共存の意思を持って運営し、健康相談はもちろん、診療待ち時間には他集落の人たちの情報交換など、高齢者にとっては数少ない憩いの場となっています。

村の立場としては、膨大な経費や医師不足など様々な問題があるとは思いますが、これらは行政が責任を持って対処することであって、一般村民に直接関わりのないことであります。

今、村では、道路の新設や庁舎の移転、さらには昨年の豪雨災害の復旧事業など、重要な事業が山積していますが、一番最初にやらなきゃならないことは、村民の生命や生活を守ることが最も重要であると私思います。

この施設の存続は、高齢化社会が進む村民の健康や生活を守るために絶対に必要な施設であることを前提にして申し上げれば、単なるこれうわさかもしれませんが、行政が問題解決の手段や、一方的な決定による診療所の廃止や他町村への移転などで、村民に不安や負担を求めることは絶対にあってはならないことだと私思います。

このことについて、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「診療所運営の今後は」という佐藤 勝議員の質問にお答えします。

診療所は様々な病気を診断、治療する総合医療として村民の身近な医療機関であります。その中でも、病気を未然に防ぎ、早期治療による健康維持への取組、予防医療や通院が困難な患者の生活を支援する在宅医療を重点に運営しております。

また、高度な医療を必要とする場合には、最上地域の中核医療機関である県立新庄病院をはじめ県内の医療機関と連携を図り、特別な疾患でもその内容に特化した医療を受けられる体制を取っていることや、迅速な救命救急の治療ができるように各医療機関と連携を図ってお

ります。

このような中で、今後の診療所運営に関する大きな課題としては、常勤医師の確保と受診者数の確保であります。

医師の確保については、大蔵村だけにとどまらず、最上地域全体の医師不足という課題として、山形県や医師会との連携を図りながら今後に向けて対策を検討しているところであります。

また、受診者の減少については、新型コロナによる感染症への不安や、人口減少に伴うもので、このような傾向はこれからも続いていくと考えられ、厳しい財政状況において財源確保が大きな課題であります。

このようなことを踏まえて、医師の確保については、今までどおり県からの派遣医師を継続して確保することを最優先に考えております。

今後の診療所の在り方については、来年度に診療所の運営協議会を設立し、地域住民をはじめ、議会議員、関係機関の意見等を賜り、今後の診療の方針や体制などに反映していきたいと考えております。

診療所は、大蔵村で安心して暮らすために重要な施設であることは十分認識をしておりますので、地域住民の心配や意見を受け止め、議員皆様方や診療所の先生方と相談をしながら、医療体制の継続と方向性を考えていきますので、御理解と御協力をお願い申し上げ答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 最初、先ほど申し上げましたけれども、これは私が聞いた単なるうわさかもしれませんが、確認の意味で再質問します。

現在、大蔵診療所で長年にわたり勤務していただいた、先ほど村長の施政方針の中でも言いましたけれども荒川先生、私は医師って、名を言っではまずいと思って、医師と言っていますけれども、定年の関係で、その本年の医師の不足や運営の高齢化などの理由で、他町村の診療所と業務を合併して、常勤の医師を廃止し、担当の医師がそれぞれ日程を割り当て、掛け持ち、行ったり来たりする掛け持ち診療を行うという話があります。あくまでうわさです。その場合、割当てにならなかった日の診療、大蔵村の診療はどうなるのでしょうか。また、その場合、村営バスが新庄の県立病院まで、村でも苦勞して直行しているわけですがけれども、それを利用すればよいという考えもあると思います。ですが、これ利用できる人は限られている人で、高齢者はとてもじゃないけど無理なことでもあります。これらの問題を解決するために、診療所が大

蔵村にあるわけです。

大蔵村は他町村と比べ豪雪地帯であり、平たん部と厳しい環境にある山間地域の格差が大きい村、これ村長が一番よく知っていると思います。だからこそ、できるだけ近いところに診療所が必要と私は思いますが、村長の考え伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、今、佐藤議員がおっしゃったのはうわさでございます。そのうわさは事実無根でございます。そういったことから、仮の答弁はしません。そういうことで、この体制をしっかりと維持していくというふうなことであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） うわさだから答弁しないという、それは当たり前のことです。だから、うわさの答弁は要りません。私が考えているだけです。

うわさでないやつをやりたいと思います。

今、診療所では一般診療のほか、翠明荘、在宅看護治療往診、死亡診断書作成、学校保健事業など、多岐にわたって医療活動を行っていますが、その中で中核を担ってくれた先ほど言った荒川先生が定年を迎えます。その点につき、2項目ほど質問します。

荒川先生の定年はうわさでないんで、決まるかと思えますんで、固く言います。だから、答弁願います。派遣医師は、今の派遣医師は常駐であっても2年交代になっていますが、荒川先生のようにある程度の期間を設定し、村に定住して村の医療に携わっていただける医師の確保が必要と思いますが、村長はどのように考えますか。

それから、2つ目、医師に定住していただくためには、役場職員として採用すればいいかなと思いますが、これは定年の関係で難しいと思いますので、医師そのものには定年制度はないわけですから、新庄の個人の医者でも、もう80歳にもなっている人もやっていますから、定年はないわけです。ですから、そういうことを含めて、職員できちっと持ったら、嘱託として採用はできないんでしょうか。この際、採用もしできるのであれば、その際、現在のような受入れ体制や報酬などは適当なのか伺いたい。いや、伺いたいんじゃないんです。どう思いますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員がおっしゃったとおり、荒川先生は村の職員になってございます。そういったことから、佐藤議員がおっしゃるとおり定年を迎えるというようなこと。

実はこれもいろいろお話をしてきた中で、この場ですので申し上げたいと思いますけれども、荒川先生については医師の定年延長というようなことを何回もですね、お願いをしました。60歳から65歳まで、承認をしていただきました。70歳までというふうな話だったんですね、それもお願ひしたんですけれども、やはり自分としては今の状態でまたその5年間を受けるということはちょっと無理があるというふうなことでしょうね、お断りになるということは。そういったことで、無理があるというふうな表現でいただいたというふうに思っております。そういうことで、その定年延長についてはお断りをいただきました。

そういうことで、嘱託医師というふうなことを求める気はないかというようなことでありますけれども、これからですね、1回目の答弁で申し上げましたとおり、主体としては県からの派遣医師をやはり就任していかなければならないのか。現実性の問題であります。大蔵村はですね、以前から県と、それから医師会といいましょうか、そういった関係の3つのですね、団体といいましょうか、そういうような契約の中で、後から課長からも、事務長からも説明させますけれども、そういうふうな契約の中で派遣をいただいております。一応1年ごと、あるいは2年ごとというふうなことだろうというふうに思っているんですけれども、人によっては3年とか、4年の人もいました。ですから、必ずしも2年というふうには限ってございません。そういうことで、これから、できればですね、今の先生にも長くいてほしいというふうなことは申し上げます。

年、年度替わってですね、荒川先生がもう1年猶予があるとはいうものの、その先についてはしっかりとしたことを確認していかないと、今のように村民の皆様方にいろんな御心配、あるいは迷惑をかけるというふうなことが懸念されますので、そういったこともあって、逆にいろんなうわさが出ているものというふうに思っております。そういうことで、今のところ他の市町村と組んでするとか、そういうふうなことは考えは全然ございません。

ただ、これからですね、大蔵村だけでなく、最上郡全体でそういうふうな形になっていくかもしれません。ということは、今、大きな病院を構えている市町村も、市町村といいますか、町ですね、自治体でもなかなか病院経営が苦しくて、もっていけなくなっているというふうな実情がございます。そういった中で、基幹病院が新庄で、それからサテライト方式でいろんな病院を掛け持ちをするような、そういうふうな医師の働き方も考えられているようであります。これはまだ先のことであって、大蔵村については先ほど私が否定したとおり、このままの体制でやっていくということでもありますので、御心配なきようお願いしたいと思います。

このことについては、新年度になってすぐ県庁のほうにですね、病院管理者のほうに派遣医

師の申請といいましょうか、今後も大蔵村診療所が開設されている間は、そういった形で医師の派遣をいただけるように要望もしてくるつもりであります。このことについては、大蔵村は自治医科大との協議もあってですね、優先してこの地区に、この村に、自治医科大卒の先生方がこういった形で来ていただけるということは確認しておりますので、それをより強固なものにするために、その行動を起こすものであります。

そういうことですので、いろんうわさ、あるいは何でしょうか、根拠のない、いろんな話にはですね、ぜひ議員の先生方も乗らないで、逆にそれを訂正するような形でしていただきますように、村民の皆様方を安心させるような形で誘導していただきますように、お願いをしたいというふうに思っています。

以上、こういったことになるでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 今日の質問の一番の話題はうわさになるような気もしましたが、それは別です。それが本当なのか、どうなのか、私は聞いたんですけども、うわさには答弁できないと言うから、質問できないようになっていきますけれども、先ほど今の答弁で、県医師会とか、県から医師を派遣してもらうというのがあったんですけども、言葉のあやかかもしれませんが、大蔵村で診療所がある間はという今答弁ありました。ある間は、やっぱり持ってもら。もしなくなったら、どうするんですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） なくなるということは言葉のあやかかもしれませんが、それは村執行部と議会の皆さんが話し合って決めることであって、この場でなくなったらというふうな仮定の話はできないものだというふうに思っています。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 村長、私が今なくなったって言ったのは、私が先じゃないんですよ。村長が言ったので、言っているんですよ。だから、なくなるというのはどういうことですかと私質問しているんです。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） なくなったってということで、私の考えている範囲内ではなくなるということはないというふうに思っています。ただ、私も何ていうんでしょうかね、任期中というんでしょうか、それについてはしっかりとそういうふうな形の中で継続をしてまいりたいというふうに思っていますので、それ以降についてはなかなか申し上げることも難しいというこ

とであります。御理解ください。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） では、将来のこととか、なくなったらとか、たらの話では議論にならないということです、それはやめます。

次ですけれども、これ実際、この診療所直接は関係ない話なんですけれども、以前、庁舎の移転問題で、村長は議会の説明会で新庁舎移転圏内、場所ですね、その中に中央公民館、保育所、診療所、さらには国交省の鳥越出張所の移転、それに伴い、長年に我々もずっと要望したところなんですけれども、いおりさんのところからあそこまでの間の県道拡張工事、それもやりたいということで、それで議員の皆様方は、いや、それだったら今やるべって、完璧な賛成ではなかったと思いますけれども、やりましょうと。それを議員の人たちはみんな、村とか部落へ帰って何か会議やったんだって。ああ、そういうものできるならどうぞ、ならいいことだなということで、説明して歩いたわけです。それは、今、どの程度まで削減か、駄目か、やりたいか、どっちなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 新庁舎の建設に絡んで、ほかのいろんな公共的施設をあの場所にとすることは、今も変わってございません。ただですね、一番懸念されるのが、この診療所です。これについては、場所も大体この辺だろうというふうな形で、内部では詰めてございます。その辺も考え合わせて、本庁舎の建てる場所も考えてございますし、そういうふうにしてございます。

それから、国交省のあれですけれども、なかなか国の話ですので、こちらのほうの話には1回は乗った形でしたけれども、その後、返事がないということは、まだ本決まりになっていないということです、それは諦めざるを得ないのかなと。大蔵村自体の問題ではありませんので、そういうふうに思っています。

それから、道路問題ですか。道路問題はなるはずであります。ただ、何年度からすぐということは、この場でまだお答えできません。県の道路の中期計画に載りましたので、間違いなく道路は整備なるはずであります。

これでよろしいでしょうか。（「うん」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 私言っているのは、なるのは結構なんです。でも、この何ていうかな、庁舎を移転するための理由だったんじゃないかという疑念を持っているわけですよ、実際。そ

れ以上全然動いていないし、保育所の話も何も今、いまだかつてないし。だから、確認の意味で言っているんです。それは本当の気持ちなんですか、それともそのときの気持ちだったんですか、今は変わりましたか、それを聞いているんです。やるのはいいんです。やってもらうのはありがたいことで。一概に全部やれるということは、それは無理なはずなんですから、将来性、将来像というのはあると思います。今、先ほどのあれで、診療所はこの辺でとまた言ったんじゃないですか。診療所その辺って言ったよね、さっき、たしか。言いませんでした。言わなかったら、私の聞き間違いだと思います。もし言わなかったら。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺ということは、今の場所の近くということですか。（「いや、俺じゃなく。村長が言ったの、その辺」の声あり）そういうふうに私が言ったというんですか。この診療所の近く。（「うん」の声あり）建て替えをするということ。（「うん」の声あり）そんなことは言った記憶がありません。（「だら、私の聞き違いです」の声あり）はい。

それからですね、なることはいいことだ、それから役場庁舎移転のための口実だったんじゃないかということです。そういうことは全くございません。ということですね、私は保育所については、最初は広いところに行けば、そういうふうなこともあったんでしょうけれども、その後で訂正したじゃないですけども、保育所についてはですね、やはり学校と、それからその保育所と、今回教育委員会に移管をして、担当が替わっていただきました。そういうことで、保小中というようなことで一貫教育の中で廊下ではつながってはいなくとも、場所的にその場所で一貫教育ができるようにということで、今のやっぱり小学校、中学校、あるいはあの用地を有効活用して、あそここのところに私は建てるのがいいのかなというふうにして、自分個人の思いですけども、そんなふうなことをお話しした記憶がございます。

そういうことで、診療所については新しい今の用地の中に、この辺ではいかがでしょうかねということで内部で話もしていますし、そのことを今回の集落座談会でもお話をしてきました。村民からは、そこに行けばいいですよということと賛同の話もいただいたところであります。一応計画として申し上げたところでした。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩。（「あと1分で終わるから」の声あり）

佐藤議員。（「したほうがいいんじゃないですか」の声あり）

○4番（佐藤 勝君） 今言ったとおり、私は本当は将来どうなるのかなというのは本当の意味で質問していたんですけども、今回の質問はうわさだからできないで終わるような気がしま

すけれども、でも、私思うのは、村長が一応言って、そう思うって、いいことだなとみんな思ったんですから、それに向かって時間がかかってもしょうがないんですから、そう進んでもらいたいと、そういうことが本当の狙いなんです。ただ、言葉のあやとかなんとか言っていますけれども、やっぱり村民の方もそこまでできるんだとみんな思っていますから。だから、それに向かってやってもらいたいと、それだけ言いたいんです、本当は。途中で変なことを言いましたけれども、一つはそういうことでした。

時間まだあればやりたいんですけれども、話題がなくなったんで、これでやめますんで、よろしくをお願いします。（「答弁必要ですか」の声あり）

要りません。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は午後 1 時とします。

午後 0 時 0 3 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

3 番須藤敏彦議員。

〔3 番 須藤敏彦君 登壇〕

○3 番（須藤敏彦君） まず、午後からのトップバッターということで緊張しています。

質問事項、沼の台保育所が休園しているが今後の見通しは。

沼の台保育所は、旧沼台小中学校跡地に平成26年 3 月に完成し、同年 4 月に開所されました。初年度は 9 名の子供たちが入園し、平成31年 3 月までの 5 年間で、15 名が入園し、12 名が卒園され、3 名は大蔵村保育所に転園されました。その後、6 年間は入園希望者がなく、休園状態が続いている。現在は、保育所に併設されている防災センター、生涯学習センター、体育館と一体で地域の防災の重要な役割を果たしているが、今後入園希望者がいない状態が続けば、保育所として維持していけるのか懸念される。また、休園が長く続いたら、建物の老化も進むと思う。今後、新たに利用計画を図ることが最良と考えるが、沼の台保育所をはじめとした複合施設の運営管理について、村長はどのような考えであるか伺いたい。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「沼の台保育所が休園しているが今後の見通しは」という須藤議員の質

間にお答えをいたします。

沼の台保育所の建物につきましては、従前の克雪管理センターの老朽化や耐震基準対応の問題などに伴い、平成26年度に旧沼台小中学校跡地に建設されたものでございます。その際に、体育館部分を生涯学習センター機能として残し、同時に防災センターを併設させたものでございます。

須藤議員の御質問にあるように、平成26年度から5年間、15名の児童が入所し、保育活動を行ってきたところではありますが、子供の減少に伴い、保護者の方が大蔵村保育所への転所を希望されたため、平成31年4月より休所となっているものでございます。

現在も豊牧地区の児童2名は大蔵村保育所に通所しており、令和8年度まで在籍予定となっております。残念ながら、令和3年を最後に、四ヶ村地区での出生はございませんので、現状からしましても、保育所の休所につきましてはしばらく続くような状況であります。今後も児童の入所が見込まれない場合、いずれは閉所もやむを得ないと考えております。

今後の活用として検討したときに、この建物につきましては防災センターと体育館を併設していることから、住民の方々が安心して利用することのできる防災センターの一部として管理、活用していくことが最も望ましいのではないかと考えております。

いずれにしましても、地区住民の方々と十分に協議を重ね、検討してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 沼の台保育所は、まず何でこんな質問するかというと、保育所自体も新しいし、まず入園希望者もない、生徒もない。これはやはり大蔵村だけでもない、日本全国に少子化ということで、やはり子供もないということであったり、でも、この後でやっぱり先輩議員、やっぱり仕組みは、保育所はやっぱり、相当やっぱりちょっと振り返ると、あの小中学校の合併問題、いろんな問題があり、平成10年過ぎから私もPTAの役員、当時有馬教育長も大蔵小学校のPTAでいろんな合併問題で悩んでいるとき、ほら、地区から学校を持っていったらどうすんなやっというのがすごく何ていうかな、今思うとその頃あったわけです。それでほれ何とか拠点をつくらなきゃ駄目だとかよ、そういう何ていうかな、仕組みのすごいこれ希望もあって、今この時代になって、私はこんなことをあんまり言いたくないだけども、やっぱり先、造った時点で先の見通しというか、保育所だけでも存続できないかということとは一番、俺、今思うわけです。だから、その後のことを何も考えていなかったかなということが、すごく沼の台地区にというか、そういう立場が何すんだやって、新しくまた何とかでき

ないかというものがあって、そういう考えでここに立っているわけです。

村長の答弁も、防災センターということで今後持っていくというげっども、その辺ちょっとだけで持っていくのか、防災センターだけとして利用するんだか、今後のこの入園者いなければ、それだけで後は利用するんだかということの一つ聞きたいわけです。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、須藤議員からはですね、その新しい保育所が建てられるまでの経過についても、昔を振り返ってお話をいただきました。当時PTA役員として関与されていたということで、学校統合に関わる代案じゃないですけども、地域活性化としての一つの策だったろうなというふうなことを今お聞きしたところであります。私もまさにそのとおりだったなということ、今振り返ってございます。

それで、今後の持ち方として防災センターとしてだけの活用でいいのかというふうな再質問と私は受け止めました。もちろん村の施設でございますので、主に防災センターでございませけれども、その他社会教育なり、いろんな活用についてはもちろん使ってもらって結構なわけですので、ただ、これからですね、建物というのはおかしいもので、窓を開けたり、空気の入替えをしたりですね、そういったことをやらないと、幾ら新しいものでも劣化が激しく進むというふうなことも聞いてございます。そういったことで、いろんな形で使っていればいいんではないかなと思っています。そういうことで、主には防災センターでありますけれども、そういったことは今保育所の調理の部屋でしょうか、調理室を炊き出しとか、いろんなことを使えるというふうなこともあり、ああいうふうな複合的な施設になりました。地域の方々も、そのことについては十分認識の上だというふうに思っております。そういうことでいろんなことで活用していただければと、これから村としても、いろんな事業をあそこでできるのであれば、大いに活用はしてまいりたいと思います。

保育所については教育委員会の管轄になってございますけれども、教育委員会も私と同じような考え方だというふうに私は思っております。必要であれば教育長からの答弁もいただきながら、村の施設だということに変わりはありませんので、そういうふうな地域が活性化すれば、すなわち結果としていいわけありますので、そういうことに活用していければというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 今、村長のほうからそういう説明もありましたけれども、やはりあそこ、

何ていうかな、いろんな活用するには最高の場所だと思うんです。グラウンドもある、体育館もある、すぐブナ林というね、そういうものを生かした、何ていうかよ、そういう施設を生かしてね、そういう学習というか、ほかのまずは行けば首都圏とか、そういうのが、そういう考えもいいんじゃないかなと私は考えているわけです。やはり何ていうかな、それ今体育館自体はよ、バドミントンか何か、そういうクラブ活動で週に2回ぐらい利用しているんだけど、向こうのほうというのは全然利用はされていませんや。そういうものを何ていうかな、別の考えで方向性を考えて、保育園はもう開所は無理じゃないかなと思っております。村長もそんな考えも今出ましたので、やはりそういう建物をやっぱり今のうちに何ていうかな、方向転換180度変えて、その利用するというか、そういうことを考えるべきでないかなと私は思うんだけど、教育委員会も今教育長も来ているから、いろんなことを思っていると思うけれども、それ何にも使わないでよ、あのまま何十年も、今年も駄目、来年も駄目、ずっとしていかなかったら、老朽化ばかりして経費もかかると思います。

今年の3か所の保育所の経費の予算というのは、100万円近く予算計上になっているみたいです。九十何万円、去年までは3つの保育所の中で大蔵村保育所が十何万円、あと肘折、沼の台保育所が三十何万円、ちょっと詳しいあれがちょっと持っていない、申し訳ありませんが、やはりそういうふうになって、維持管理費というかね、なっていないと今年は一括で九十何万円という経費載っていましたがけれども、やっぱりそうやってかかっていくと思うんですよ。だんだんこうやって何ていうか、老朽化していけば、やっぱりこっち直す、何もかんもと言えば、やっぱり経費もかかると思うし、今後のことだとやっぱり入る人いない、やっぱり別の施策を考えていかないとよ、計画を立てていかないと、私は駄目だと思うんだけど、その辺どういうふうに考えていますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども申し上げましたとおり、管轄がですね、この保育所から、私が今申し上げたとおり村の総務課といいましょうか、そういうふうな形、あるいは社会教育となれば、これは教育委員会ですけれども、そういった多方面からですね、使うということが大事なことだというふうに思っています。

保育所についてもですね、決して村から強制して大蔵村保育所に通園させたわけではなくて、親御さんのほうからですね、少人数なものですから、ぜひ大蔵村保育所のほうに通園させてほしいといった要望の中で、こういうふうな今の現状になっているわけでございます。そういったことからですね、決して私ども、村として、当局としては地元の考え、意見を最優先して、

今までもやってきました。これからも、そういう形でやっていこうとしているわけであります。

そういった中で、社会教育的な考え方、例えば、今の小中学校の校外利用というんでしょうかね、あるいは村の探検とか、例えば美しい村のプロジェクトの中で、ブナの森公園とか、長沼、あるいはああいったところの散策をしたりですね、それからキノコ作りだったり、いろんなことをしています。その際にはそこを利用したりですね、させていただいているはずであります。今度はやはりその保育所の部分も、これからは活用していくべきだろうというふうに思っています。

ですから、何でもかんでも村の中央公民館とか、そういうふうな一極集中で事業をやるのではなくて、ある程度各旧学区単位にそうできるものは、そういうふうなことをですね、計画をしながら、そして実行してですね、地元の方々、例えばなかなか車運転できない方々だったり、そういう方々が楽しめることをその場所でやるとか、それから料理講習だったり、そういうふうな施設を使ってできることは多々あると思います。そういうことでやっていかなければならないというふうには、私は考えてございます。

そういった中で、これから教育委員会とさらに詰めながら、防災センターというふうに名前は総称して、そういうふうになるかもしれませんけれども、そういうふうな活用方法についてはしっかりと考えてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） やはり村長そういう考えあれば、もうちょっと安心したような感覚でいますけれども、やはりそれやっぱり実行していかないと、今村長が言ったキノコ何だっけ、する体験も私もリーダーならず、毎年のように大蔵小学校の子供たちとやっています。やっぱりそういうふうなやっぱり何というかな、体験授業とかよ、いっぱいあると思うんですよね、やっぱり。そういうことをやっぱりこれからよ、10年足らずの本当に新しい建物をどうやって生かすかということをやっぱりちょっと真剣に考えていかないと、私はもったいないのではないかなと思います。値段も相当1億円以上もかかって建てた建物だと思いますけれども、詳しいことはちょっと分かりませんが、そういうものをもう少し利用するという。新庁舎を建てるのも、これはやっぱりそういう対応、これも大事なことですけれども、やはりそういうものをやっぱりそれに新庁舎建てるには、やっぱり住民がそうやって活気あふれるような事業がなかったら、本当にだんだんだんだん何ていうかな、衰退するというかね、そういう村になっていくんじゃないかなと思うわけです。いっぱいいろんなことに挑戦してよ、その建物を複合

施設が、今回も肘折保育所がちょっと休園状態になるというふうな話でちょっと挙げましたけれども、やはりそうなってくるとね、やっぱりこれからどうしていくのか、そういう建物自体をね、どういうふうにして、やっぱり壊すとなればやっぱり金もかかる。建てておくんだったら、壊したほうがいいんじゃないかとか、そういうことはいっぱい問題が出てくると思います。その辺やはり村長として、やっぱりどういうふうな、まず複合施設の考え方、沼の台の管理センターですか、克雪センターね、ああいうのもあるんだげっども、やっぱりどういうふうなことで、これからそのまま建てておくのか。やはり利用計画がなかったら、やはり壊したほうが、何ていうかな、解体したほうが金がかかってこないんじゃないかとか、そういうことを考えています。どういうふう考えているか、ちょっと。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 繰り返しになるところが多いと思いますけれども、まずはですね、地元の皆様方がいろいろ活用してもらえる、そういった行事を何とか考えていきたいというふうなことで、それから、必ずしも地元の皆様方だけ、その地域、四ヶ村地区の皆様方だけでなく、逆に四ヶ村地区のいろんな地域資源があります。先ほどおっしゃっていただいたとおり、ブナ林であったり、沼であったりですね、いろんな動植物のいろんなことがございます。そういうことも含めて、あの地域が本当によそから見た場合、非常に恵まれていると。変な言葉でないですよ。そういったものについては、地域資源について恵まれているというふうなこと、そういうようなことを知っていただくためにも、そういうふうな事業、イベントをあそこですとか、そういうふうなことだと思えます。

ただ、社会教育的になれば、それが教育委員会が主になりますので、まずは教育委員会というふうなことを詰めてですね、防災センターというふうになれば、総務課あるいは危機管理室というふうなことになりますので、ただ、私はいつでも職員にも申し上げているんですけども、課の中で区切りはつけるのはいいんですけども、考え方としてオープンで、各課の連携を取っていかなくちゃいけないよというふうなことは常に申し上げております。そういうことの中で課だけの運営、そういうことではなくて、皆さんが村民のために一致協力してやっていける、そういう体制を構築しなければならないと思うんですね。そのところを大事にして、これからもやはり四ヶ村地区の活性化のために、ああいった施設、取り壊せばいいというふうなものではないんです。取り壊さなくちゃいけないのは、どうしても老朽化して、建てておくのが危険な場合には、そういうようなことをやらなくちゃいけないと思うんですけども、価値があり、利用価値があれば、それはいろんなことで使えば、その地域の方々、あるいは村全

体に対する波及効果が大きいわけですので、そういうふうな活用をさせていただきたいというふうなことであります。

いずれにしても、地域の皆様方の理解を得ながらですね、しっかりとした計画を立てた上で、そういうふうなものを運営していけるような形でやっていければなというふうに思っています。私の申し上げられるところは、その辺だなというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 村長、今言ったとおり縦割りじゃなくて、いろんな課でつながりを持ってやっぱりやるということはこれは大事だと思います。だから、やっぱりああいう建物あるから防災教室でもいいし、やっぱりそういうようなことを利用してよ、沼の台保育所を今ちょっと考えるんですけども、私の考えですけども、そういうふうなものを利用するような考えが欲しいと私は思っています。そういうことでまずいろんな施設、さっき言ったけれども、でもやっぱりそういう施設というか、肘折保育所とかやっぱり、今、今度は入園者がいなくなれば、やっぱりそれだってやっぱり一つの今度そこに1人が、今休園状態になっているけれども、また子供が、若い人たちが来て、子供いて、1人だったらもう絶対保育所には入れないと思うんです。さっきそういう話ちょっと出たけれども、やっぱり沼の台保育所もやはり1人、2人いても、やっぱり親御さんが1人でそのやはり保育所には通わせたくないと思う。また、行政だって1人入るにすれば、何人も人が、従業員が、いろいろ先生とかやはり、そうなれば維持はとてもとても無理な状態になっていくんじゃないかな、できないと思います。だから、早めに切り替えて、やっぱりその建物を利用するような考えを地域住民と語りながらやってもらえればいいのではないかなと、私はそう思っているわけです。

そういうことで、まずそういう村長考えでいるようですので、私はそういう機会をぜひ開いて、今後の利用計画を立ててもらいたいというのが私の考えです。そういうことでよろしくお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 答弁しろということですので、答弁します。

同じことになろうかと思えますけれども、ただですね、失礼な言い方になるかもしれませんが、人数が、子供さんの人数が少なくなることは、建設の時点でもう分かっていたことであります。それは、地域の皆様方も承知していただいていたと思います。それでもですね、保育所、沼の台の保育所は給食がなかったんですね。それで、給食もしてほしいというふうなこと、議

会からもありましたし、当然地元からもありました。そういうことで、向こうの旧克雪センターではそれが無理だというふうなこと、そして、将来的には長くないかもしれませんが、ぜひ建て替えというふうなことを強力にですね、地元からありました。じゃ、どんな形で建てようというふうな話になって、四ヶ村地区の場合はああいった地形ですので、非常に急峻ですね、あるいは地滑り、あるいは崖崩れとか、そういうところ結構起きやすい地質、土質であるというふうなことの中で、何としても村民を守るためにそういった施設が必要だろうというふうなことで、決して無駄にならないというふうな思いで、ああいった防災センターというふうなこと。しかも、もし、もしですね、保育所がそういうふうな形の中で閉所と、あるいは休所というふうになった場合、それが兼用して使えるようにというふうな形でもって設計したところでありました。

そういうことですので、決して無駄遣いでも要らない施設でもなくて、それを見越して、先を見越して建設した施設でございます。そういったことですので、地元の議員としても理解をしていただきたく、そして、その活用については村をしっかりと挙げて考えていかなければならないというのが、私たち今役場にいる職員一同、一同の責任だというふうに考えてございます。

そういった中で、均衡ある発展というふうなことを考えれば、その地域、地域に合った地域資源を活用して、その地域に合った、ナンバーワンでなくても、オンリーワンの施策の中で、いろんなことができればなというふうに考えてございます。

そういうことですので、議員からも進んで、住民に対しても村の考えを説明していただき、協力していただけますよう説得をしてください。お願いを申し上げます。

以上です。

○3番（須藤敏彦君）　まず、そういうことで、まずよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（海藤邦夫君）　7番佐藤雅之議員。

〔7番　佐藤雅之君　登壇〕

○7番（佐藤雅之君）　ちょっと予定より時間早くなってしまいましたが、くしくも今日は3.11であります。これから黙禱もあると思うんですが、今日の質問は、雪国の特性や事業形態に即した罹災証明の発行は可能かということで村長に質問したいと思います。

今も言いましたが、今日3.11であります。災害が起こらないことにこしたことはありませんが、先ほど来質問もあるように、気候変動の中、願ひとは裏腹に災害の頻発化や激甚化が進んでおります。災害からの復旧復興のための初めの行動が、いわゆる罹災証明や被災証明の申請

ということになります。令和２年やまた昨年の豪雨災害でこれらの証明を得るために、泥のかき出しや水をかぶった家財等の撤去の前に証拠写真の撮影に追われるなど、戸惑ってしまったとの声も村内外で聞いております。

一昨年元日に発生した能登の震災でも、罹災証明書の発行が迅速で、住民の納得のいく判定にならず、多くの不服審査がなされていると聞いております。

今回は、住家を対象にした罹災証明の認定基準についてお聞きしたいと思います。

罹災証明書は、公費支援の前提ともなります。この認定のガイドラインは、内閣府の防災担当が示しておりますが、最終的な判断は自治体の裁量にある程度委ねられているのではないかと理解しております。

そこで、罹災の認定の際に、雪国の特性や事業形態にも着目した認定基準を村として採用できないかを質問したいと思います。例えば、雪国では住宅のつくりがいわゆる高床式、地面から床が高いわけですね、高床式の家も多く、その高床の下部分が車庫になっていたり、物置等になっている場合もあります。車庫部分が水没しても、扱いとしては床下になってしまうなど、被害が小さく、実際床下ということになるわけですが、被害が小さく評価される場合もあり、不満が予想されます。

また、これは雪国というわけではないんですが、旅館業や農業など自営業の形態の場合、事業用というのはこの罹災証明の対象にならないわけですが、別な制度があるわけですが、事業用と居住用が混在しているため、住家との認定に時間がかかったり、時間がかかった結果、認められなかったりするなどの場合も想定されます。

そういったこともありますので、また今後、大規模の災害については、ドローン等によって一軒一軒認定するわけではなくて、航空写真等を利用して一括認定するという手法も行われるというふうに聞いております。

そのような際の認定の考え方も含めて、事前に住民の意見も反映した形で、より支援につながりやすい運用方針を策定すべきではないかというふうに私としては考えておりますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「雪国の特性や事業形態に即した罹災証明の発行は可能か」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

全国的に大規模な地震や豪雨による水害などが発生しており、佐藤議員がおっしゃるとおり、災害の規模が大きく、頻発している状況です。大蔵村でも、最近では令和2年に、また昨年令和6年7月に大雨による災害が発生し、罹災証明書を交付しております。

罹災証明書は市町村長が発行することから、住家の最終的な被害の判定は自治体となりますが、災害によっては市町村や県をまたぐ広域的な災害もあること、また、国からの被災者生活再建支援金等の給付があることなどから、自治体によって被害判定基準が異なると整合性が取れないため、建築等の専門家や全国の自治体職員からなる災害に係る住家の被害認定に関する検討会において検討され、内閣府において災害に係る住家の被害認定基準運用指針を定めており、地震、水害など、災害ごとに具体的な判定基準が示されています。

また、近年の災害において、全国の自治体から応援職員が派遣されており、自治体によって基準等が違っていると迅速な交付に支障が出るという理由から、全国の自治体では、内閣府の運用指針を参考にしています。同じ理由で、内閣府で罹災証明書の統一様式も提示しているところではあります。

このようなことから、山形県内において自治体独自の認定基準を設けているところはありません。

大蔵村において独自の被害判定基準を設ける場合、住宅建築や災害に関する専門家等の意見を聴取し、整合性の取れる基準等を作成することは困難であること、また、大規模な災害の場合、他自治体からの派遣も考えられることから、今後も内閣府の被害認定基準運用指針に基づいて判定をしていきたいと考えます。

水害における住家の被害認定は、床上、床下の浸水深で判定するため、佐藤議員がおっしゃるとおり高床式の住家は床下浸水となることが多くなりますが、床上浸水の場合は、畳や床などの張り替えが必要になる場合もあることから、床下浸水よりも被害は大きくなります。高床式の床下浸水に特化した場合、実際の被害による不公平感も出てくることから、内閣府としては、あくまでも床下・床上での判定を行っているとのことでした。

また、住家と非住家が一体となった建物に被害があった場合の罹災証明書についてですが、昨年の災害の際の内閣府の説明会においては、現実には居住のため使用している部分で判定するとの説明がありましたので、生活の実情を確認して判定を行ってまいりたいと考えます。

次に、災害時の被害認定調査方法についてですが、全国で大規模な災害が発生しているのを踏まえ、内閣府の判定基準も簡素化されてきております。令和2年の災害の際は、浸水深で第1次調査を行った後、第2次調査で浸水した住家の内壁や建具、設備等の被害を数値化し

判定を行いました。令和5年秋田市において、6,000棟以上の家屋が浸水した災害などがあり、令和6年5月に浸水深に基づき被害区分を簡易判定できるようになるなど、被害認定調査の迅速化が図られております。

また、自治体職員の人員にも限りがあることから、AI技術やスマホ、ドローンの活用、民間の被害認定アプリの導入など、全国的に技術検証事業が行われております。内閣府においても、このような先進事例の横展開を図っていくことになっておりますので、検証結果を踏まえ、本村での活用可能性を検討していきたいと考えております。

全国的に大規模な災害が発生している中、本村でも災害が頻発しており、罹災証明書の発行を含め、災害対策は重要な課題であると認識しております。

今後は他市町村の事例も参考にしながら、また国、県とも連携を取りながら、災害にどのような体制で取り組むべきか、検討に努めてまいりますので、議員の皆様方からの御指導、御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今の話ですと、やっぱり個々の自治体で基準をつくってしまうと、様々な不統一があってということだと思うんですが、まず1つだけ聞きたいのは、これは大枠は指針として内閣府が出しますけれども、法制度的には各自治体の裁量というのは余地はあるのか、ないのか、それとも、あると思うんですが、全くなく画一的に決めると、統一基準もつくっているんだから、それに従えという国のほうのスタンスなんですか。その辺、まず確認します。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤委員がおっしゃったとおりですね、強制ではないというふうに思います。ただ、私が最初の答弁で申し上げましたとおり、独自につくってしまいますと、いろんな支障が出てくるというふうなことで、逆にですね、その弊害を防ぐために、やはりある程度統一した格好であるのがいいんだなというふうなことで、各自治体ではそういうふうな形を取っているということだというふうに思います。

私の説明でですね、もしさらに知りたければですね、課長に答えさせますけれども、いかがでしょうか。（「お願いします」の声あり）じゃ、課長お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 一応内閣府の指針の中では、罹災証明書の交付に係る事務は地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、その交付基準については、地域の実情に

応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものでありますということは記載されておりますので、その裁量はあるかと思いますが、内閣府としても、ただ国の支援金等が出るので、この指針を交付しているものだと思っておりますという回答でした。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 確かにおっしゃるとおり、やっぱり統一基準で、全体として統一したほうがいい部分もあると思うんですね。同時に、やっぱりそれぞれの特例というか、特性があるので、やっぱり統一化していく部分と、独自に判断する余地を両方探求していく必要があると思うんです。

それで、今回は自治体単位という発想で質問していますので、大蔵村単独ということで独自の基準をつくったらどうかというのはちょっとあまりにも難しい、技術的にも難しいという側面があるとすれば、例えば、雪国地域を広域的に、もちろんよその自治体からも職員が入ってきたときに混乱しがちだというリスクがある、そういったことも想定されるのであれば、積雪地域だとか、その地域全体をもう少し広域的に、こういう地域での認定の仕方ということで、単独の自治体だけではなくて、最上でも狭いと思うので、日本海側の一定のエリア内ではこういう認定基準をするという形で、やっぱり東京のほうの雪が降らないような地域だとか、こちらのほうのつくりは全然当然違うわけですし、今回想定した水害の場合の基準でしょうけれども、そういったものについて、やっぱり地域の特性も同時に統一化するものと併せて独自性もあると思うんですが、そういったものを各千数百ある自治体がそれぞれつくれというのは、それはそれでまだ困難なことではありますが、同じような状況にある地域をもう少し広域的に捉えて、そういったものを国に要請するなり、特性を抽出して、こういった認定の仕方があってもいいんじゃないかということを、自治体として連携して言っていく必要があるかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員がおっしゃるとおりですね、雪国地方というんでしょうか、例えば、東北でも、例えば豪雪地帯と言われるところですね、自治体がそういった組織をつくりながらですね、国に対して要望していくとか、そういうふうなことは大変意義のあることじゃないかなというふうなことを、今、佐藤議員がおっしゃった中で感じたところですけども、これも大蔵村だけではできないことですので、町村会とか、そういうふうな末端の組織の中で発言をしながら、賛同者を募りながら、もしできれば、そういうふうなことに仕向けていけるように努力はしていきたいというふうに思っています。

ただ、これは雪に関わることだけになってくると思うんですよね。雪国というふうなことを言えばですね。水害は水害のいろんな特徴があるでしょうから、雪に関わる災害のことでというふうになればですね、それは該当するし、ある程度認めてもらう余地も多くあるのではないかなというふうに、今のお話の中で感じたところでありました。そういうふうな呼びかけといましようか、最上地区の首長さん方に、うちの議会の中で一般質問でこういった提案がありましたというふうなことも、御紹介を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 令和2年のときの水害、大蔵村も甚大な被害を受けましたが、そういう中で高床式の住宅にちょっと行って話聞いたんですけども、これは民間の保険も含めてですが、高床だということで、1階は水没して、農業機械だとか、あとは様々家具等々も被災したわけですが、それは個別に保険に入っているのかもしれませんが、これだけの被害遭っても床下で保険が、いわゆる床上浸水としては認められて下りなかったということも聞いておまして、もちろん実際に物理的に床下なので、被害も相当程度低かったんでしょうけれども、そういった、もう隣のほうは高床でなかったのも、そういうものでは床上浸水に認定されたけれども、うちのほうは高床だったからされなかったということで、何をもって公平かというのは別でしょうけれども、不公平感を持ったような発言もあったので、少なくとも事前にこういう考えなんだということを行政のほうが示して対応することが、あらかじめ住民の理解を得る上では大切なのかなというふうに思いました。

それは一つですけども、もう一つ自営業が多かったり、肘折ですと旅館、商店が多いものですから、それだけに限らないんですが、やはり簡単に言えば、1階部分が商業の店舗になっていて、2階に居住していたりだとか、1階についても一部は居住用とも取れるようなスペースで、他方で旅館を経営しているようなこともあって、この間、改めて湯治にちょっと行ってきたんですけども、たまたまこういう場合、被災した場合、どういうふうな認定するのかなんていうのもちょっと疑問に思って、もちろん固定資産税とかの評価で居住用なのか、商業用なのかということで区分けするものもあるんでしょうけれども、水害というのはそれを区分けなく、1階部分だったら1階部分、水が浸水した場合などを考えた場合に、これはおおむね店舗だから駄目とかというふうになるのか。それとも、少しでも一部でも居住用になっていれば、これは居住住家という認定になるのか。その辺は運用をどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これはですね、最初の答弁で答えてございますが、復唱しますね。住家と非住家が一体となった建物に被害があった場合の罹災証明書についてですが、これ昨年という言い方にします、昨年の災害の際の内閣府の説明会においては、現実に住居のため使用している部分で判定しているとの説明がありましたので、生活の実情を確認して判定を行ってまいりたいというふうに明記してございます。

そういうようなことで、うちとしても、大蔵村としても、こういうふうな形でしっかりと査定といえましょうか、罹災証明を発行しますよと、調査をしてですね、そういうふうな方針であります。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） そうですね。実質的には、調査をして合理的に判断するということになると思うんですが、そうすると統一的な基準といいながら、最終的には総合判断で実情に応じて、やはり実際に居住しているということがあれば、住家として認めるということだと思いますが、そういう考えでよろしいでしょうかね。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 実際に今回罹災証明を調べて出した課長、今、答弁も併せて考えていますので、課長のほうから答弁させますから。課長、お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 昨年の災害の際の内閣府、2日後に内閣府の説明会あったんですけれども、その際にもやっぱり1階が商業施設で2階が住家という場合は、2階で判断してくださいという説明がありました。で、具体的にどこで生活しているかというのを一応見ていたんですけれども、基本的にはトイレとか、お風呂とか、台所がどこにあるかという、そういう総合的な判断で決めたいと考えております。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 分かりました。そういう意味では、実態に即したような形に運用上はしていると。この辺が、一般的に商店だとかやっている人が、いざ自分が対象になるのかどうかというのがどうも分かりづらい部分があるよねという話もあったので、安心の材料も含めてですね、もちろんこうだと言うと違ったことになる、災害に遭う前に断定してしまうのはちょっとリスクがあると思うんですが、もうおおむねこういう考えで認定はするというのは情報としてはあってもいいのかなと。起きないことが一番いいわけですが、そういうふうに思いまし

た。

あと、先ほどドローンの話もちよっとしましたが、ここで言えば秋田県の例ですと、もう一括認定してしまうような状況もあってほしくはないわけですが、そういう大規模な水害等々があった場合に、個別の家一軒一軒を見るのではなくて、見る場合もあるんでしょうけれども、ある程度もう一括的に処理する場合もあるかと思うんですが、そうした場合に、逆に慎重に一軒一軒簡易化する反面、逆に居住部分かどうかというのを分かるところはできるだけ分けて、これは該当しませんというふうに、あえてそういうことをやると、ますます救済には遠のいてしまうような気がするんですが、こういった新技術、ドローン等だとか、あとはこの空中、空撮で見る場合は、そういった細かい判定というのはどういうふうにしていくつもりなんでしょうか。一々住家かどうかというのは、見分けるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺も含めて、中島課長のほうからお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） やはり令和2年と昨年はそんなに件数も少なかったもので、職員で調査することもできましたが、これが300軒も浸水に遭ったとなると、やっぱり一括で調査する必要性もあると考えますが、浸水深によって、ちょっとその被害の結果がばらつきがあると、住民の方も納得されない部分もあるかと思いますので、そこは並行してということになるかと思われます。

ただ、一応大規模災害のときとかは、国土地理院が航空写真とか、そういうのも出しているようなので、そういうものも活用しながら行っていきたいというふうに考えております。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） そうですね、大規模になった場合、一々細かくすれば職員のほうの負担も大きいでしょうし、あと逆に、隣と自分のところであんまり細かく差をつけられてもまた困ると思うんですが、なので何が合理的なのかというのは、その状況、状況によって少しずつ違って来るかと思うんですが、そういった意味では、これ今後は大規模な場合は一括で国土地理院等々の空撮で認定するような場合を考えると、もう少し柔軟な出し方、認定の仕方というのもあり得るのではないかなというふうに思ったところなんですけど、でも逆に柔軟にしてみると運用が難しくなるということだと思んですが、この点、他の自治体ともちよっと協議をして、機械的に統一化していくのがいいのかどうかも含めて、特殊化する部分と統一化する部分を整理する必要があるのではないかなというふうに思ったところですが、村長の何か、同

じかもしれませんが、思いがあればお聞かせください。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員も何回もおっしゃっていますけれども、こういった災害はなければいけないことはないわけですが、ただ、やっぱり想定をするというふうなことはそれに備えることになりますので、いろんなことですね、もしあった場合、村民を守る手だてがより充実していくのかなというふうに思っています。そういった意味で、いろんな話し合いをすることは非常に大事なことでと思っています。

そういったことで、例えば、大規模になった場合ですね、先ほどもいろんな省力的なこと、あるいは平均的なことを出していくことも大事ですが、個々の事情によってですね、特筆するところがあると思うんですよ。そういうところについては、やはり事前にその事情をやっぱり探れるような手段を講じなくちゃいけないというふうに思っています。例えば、簡単に例を挙げますけれども、何百件ということではなくて、最上川沿いのお家10軒が浸水したとしますね。そうすると、お家が建っている場所とか、例えば高床式とか、いろんな状況で違ってきますよね。それを単にならして統一的なことはできないと思うんですよ。その場合は、やっぱり最初にそういうふうな違いがあるということを事前に把握するようなことを、何とか村として事前にそういうふうな情報を流すとかいうふうなことで申請をしていただく。そういうふうな上で、残りの8軒とか、9軒については同じ画一的な考え方でやるというふうなこと、そういうようなことをすればですね、ある程度、個人的なといっちゃいいでしょうか、個々によって違う条件のものは救うことができるのかなと思っています。

そういうふうな意味で何回も申し上げますけれども、そういうふうな災害はなければいけないことはいいんですけど、もしあったときにはですね、この最上川を控えていて、そういうふうな場合もありますので、かなり多くの軒数が並んでございます。それぞれ事情は違って来るといいます。そういうことの中で、本当に被害があった方をきっちり救えるような、そういうふうな対応をしなくちゃいけないんじゃないかなというふうに、私は今個人的にそういうふうに思っているところです。これを村長としてやっぱり指示していくことも、大事なことでないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今あったように、なかなか判定が難しいし、この間、令和2年と昨年の水害とかで私もいろいろ調べると、どこまでいっても不公平感があるわけですが、ど

うしても認定されないことにこしたことはないわけで、それは大前提ですが、あっちが認定されて、こちらはそうでもないとかという声が同じ集落の中にもあったりして、どうなっているのかということもあったので、認定の仕方をより自主的に現場に合うようにできないかという思いでやったんですが、基準は統一基準だけれども、実際運用の中ではそういったことについていろいろと総合的に判断しながら認定していくという趣旨で理解しましたので、私としては質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君）　ここで休憩いたします。

再開は14時5分とします。

午後1時55分　休憩

午後2時05分　再開

○議長（海藤邦夫君）　休憩を解き、引き続き会議を続けます。

2番伊藤貴之議員。

〔2番　伊藤貴之君　登壇〕

○2番（伊藤貴之君）　それでは、質問させていただきます。

質問事項としましては、内部統制とD Xで不祥事防止をということであります。

今年に入りまして、山形県全域、近隣の自治体と書いてありますけれども、山形県全域で職員による不祥事が相次いで発生しております。本村においても、残念ながら職員による飲酒運転という不祥事が発生しました。

近隣の自治体で発生した不祥事の多くは、職務の延長上での問題であり、内部統制が適切に機能していれば未然に防ぐことができた可能性があります。内部統制とは、組織が定められたルールに従い、不正やミスを回避するための仕組みであり、業務の適正性の確保、資産の保護、業務の効率化、法令遵守という4つの柱を持っております。

さらに、近年ではD X技術を活用することで、これらの内部統制をより強化することが可能になっております。例えば、デジタル化による業務の可視化・監視強化、A Iを活用したリスク予測などが挙げられます。

もちろん、不祥事を起こすような職員はいないと信じておりますが、内部統制が機能することで未然に不正を防げるだけでなく、最終的には村の業務全体の質を向上させることにもつながると思います。

そこで、以下の点について村の考えをお聞きしたいと思います。

- 1、現在、村の内部統制の仕組みはどのようになっているのか。
- 2、内部統制の強化に向けた今後の取組はあるのか。
- 3、D X技術の活用による内部統制強化の可能性について、村としてどのように考えているのか。

以上、見解を伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「内部統制とD Xで不祥事防止を」という伊藤議員の質問にお答えいたします。

昨年の村の職員による不祥事については、12月定例議会においておわびを申し上げました。また、申込みのあった地区に限られていますが、村長と語る会の場においてもおわびを申し上げてまいりました。そして今回、議員からは非常に広い内容で御質問をいただきました。

まず、地方公務員は様々な法律、省令、条例などに身分・職務・業務内容が定められており、それを遵守するということで成り立っております。その例を取れば、第1に地方自治法であり、その公務員という部分については、地方公務員法で定められております。それらの法令の中で市町村条例を定める事項についても触れられ、その事項について条例や規則などを村で定めているということでございます。

さて、議員からは内部統制には4つの柱があると御提言をいただきました。このことは非常に大事なことであり、職員においても常に意識してほしいことであると考えております。特に、法令遵守は絶対に行わなければならないことでもあります。そして、1つ目の質問にあります「村の内部統制の仕組みはどのようになっているか」という質問へのお答えということになりますが、先ほどから申し上げておりますが、国で定められている法律や村で定める条例・規則・規程などがあり、それを遵守するということであります。

2つ目の「内部統制の強化に向けた今後の取組はあるのか」でございますが、この点について従前より他の自治体と協力して職員研修に取り組んでおり、法令の理解をさせることに努めております。また、予防といった部分については折に触れ職員に指導をしているところであります。また、課長等には直接指示をし、課内の職員の指導に当たらせているという状況であります。不祥事については、職員のモラルといった部分も重要であると考えております。各業務内容において取り組む部分の相違があるかもしれませんが、まずそういったところか

ら始めていくことが大事なことでと考えております。

3つ目の「D X技術の活用による内部統制強化の可能性について」ですが、デジタルの力で人々の生活が便利になっていくこともあります。それだけではなく、D X技術は労働力の減少をデジタルの力で補っていくことと私は考えております。特に業務の効率化は、D X技術の恩恵が強いものと考えております。村としては、令和5年4月にデジタル推進室を設け取り組んでいるところであります。A Iを活用していくことなど検討してまいりますので、議員皆様方の御指導御協力をお願いし、答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 法令遵守を最優先するというような答弁でありましたけれども、私の中では不正を防止するという、内部統制の強化という観点から、まず業務のマニュアル化、定期的な内部監査の実施、複数人での業務遂行、潜在的リスクの予測と対策が重要だと考えております。

特に業務のマニュアル化については、担当者が不在の際に業務が滞る問題や、特定の職員に業務が依存する属人化の解消につながると考えます。例えば、仕事の休みを取って来庁された方が担当者不在のために対応できないといった、そういう事態を防ぐためにも、業務のマニュアル化を進めるべきではないかと私は考えます。この点について、村長としてのお考えをお聞かせください。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 業務のマニュアル化、大事なことだと思います。

ただ、伊藤議員も御存じかと思えますけれども、うちの職員の数、よく御存じかと思えます。1人で何役も持っているというのが現状でございます。これが、やはり小さい行政の最大の課題だというふうに思っています。大きくなればなるほどですね、1人が持つ、背負う業務というのは数的に限られてきます。しかし、その長所としては、深く掘り下げて業務を遂行することができるということですよ。我々のような小さい自治体の場合は、さっきも申し上げましたけれども、1人が何役も持たなくちゃいけないというようなことで、大変範囲が広がります。そのことがあってですね、なかなか頭では、あるいは理屈では分かっている、それが実現できない、成功していけないというふうな欠点がございます。それをみんなの力でというふうなこと、例えば、1つの課でそれをみんなで業務を支え合ってやっていくというふうな形で今やってございます。これは大蔵村だからこそできることもあるでしょうし、総称して私は小さな村だからこそできる、そういった仕事、業務、いろんなことを果敢にやっていきたいと思います。

というふうに申し上げております。それはですね、長所だろうというふうに思っています。

そういうことで、今、マニュアル化というようなことも分かっていますけれども、なかなかできないでいるというふうな実情でございます。機会を捉えて、そういったことにも取り組んでいければというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） マニュアル化って、それだけに特化して仕事してくださいという意味でなくて、そのデジタルの技術を使いながら、そういうふうなマニュアル化もしていつてもらいまして、すれば、最終的には全体の業務のその効率化というのが達成できると私は思っていますので、その辺、村の職員の皆さんで知恵を出し合っていただきたいと思うところであります。

もう1点ですけれども、その内部統制の話ですけれども、整えば会計処理、文書管理、事務手続、契約業務などにおいて、いつ誰がどの業務を行ったかが可視化され、透明性が向上し、不正のリスクが低減されると思います。特に随意契約が1人の職員で行われている際にミスが発生しやすいと感じておりますため、内部統制の強化によって、そのリスクを軽減できるのではないかと考えます。そのような不正がないように、基本的にはないようにその職員のモラリティーですか、その向上というところも先ほど書いてありましたけれども、その内部統制が強化されれば、その辺も不正やミスが少なくなるのではないかと考えますけれども、その辺はどうお考えかお聞かせ願います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） おっしゃるとおりだというふうに思っております。

先ほどちょっと戻りますけれども、現在がですね、デジタル化というようなことで、いろんなことを各課から選出といいましょうか、選んでいただいて、若手の方々、各課から2人とか、3人というふうなことで、今、各課内でもいろんな事業をデジタル化していることは、伊藤議員も御存じかと思います。そういうことで進んでおりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

それから、事務手続をしっかりとというふうなことで、1人でそういった決裁なりしないようにというふうなこと、そういったことをしていくべきだというふうなことがありますので、その辺も含めて、細部にわたっては総務課長のほうからお話というか、答弁をしていただきますので、お願いいたします。お願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） まず、決裁なんですけれども、基本的には決裁、事務決裁区分というのが規定がございます。それに基づいて決裁を行っているものですから、基本的に随意契約を1人で行うということはないというふうに考えておりますので、その辺は当たらないのかなというふうに思います。

いろいろ、先ほど来議員からはいろんな御提案をいただいているわけなんですけれども、マニュアル全てやはりできないというような村長のお答えどおりでございます。マニュアルに代わるものとして、要綱、例えば補助の要綱というものは、基本的にはあれはマニュアルに代わるものです。あのおおりにしていけば間違いがないようにということで、要綱を定めている。判断基準がそろわないことがないようにということで要綱などを定めて、我々としては事務を行っているというようなところでございます。で、またあとDX、デジタルトランスフォーメーション、それをやるというようになると、どうしてもシステムというのが必要になってくる場合があります。システムをそれで開発するとなると、また多額の予算が必要になってくるという現状で、なかなか今は職員自ら自分のパソコンの前でその書類のほうを作成しているというふうな状況でございますので、何とぞ御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 役場のほうでも、素人まがいみたいな質問ですみませんけれども、本当に頑張ってくれているんだと思います。今のところ、そうやって不祥事がないようにという何というか、そのシステムが構築されているような状況でありますので、安心していいのかなと今の答弁を聞いて思いました。

それで、もう1点ですけれども、これもネットで拾った言葉なんですけれども、行政の無謬性という言葉があるそうです。これは行政は間違いは犯してはならないという考え方を指すようです。確かに行政が業務上の誤りを認めれば、責任問題に発展する可能性がありまして、その慎重さは必要だと思います。しかし、この考えにとらわれすぎると、解決すべき問題に対して新たな挑戦を避け、安易な前例踏襲に頼ることにつながりかねないとは私は考えます。

さらに、先ほど須藤議員の御質問にもあったように、今後は組織を横断して考えていかなければならない課題も増えてくると思います。その際、萎縮した組織では問題解決の議論は膠着し、前に進まなくなる可能性があると思います。しかし、幸い当役場には柔軟な考えを持つ職員も私は多いと感じております。そのため、無謬性にとらわれ過ぎることなく、積極的に課題

解決に取り組んでほしいと考えます。

一方で、これと矛盾するように思われるかもしれませんが、内部統制の強化という目的はあくまで不正やミスの防止でありまして、その挑戦そのものを阻害するものではありません。リスクを適切に管理しながら、安心して挑戦できる環境づくりが求められているのではないのでしょうか。内部統制強化を維持しつつ、新たな挑戦を推進できる環境を整えることが重要だと思いますが、村長としての見解をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、伊藤議員がネットから拾ったというふうなことで申し上げましたけれども、私この無謬性という言葉、初めて知りました。勉強不足です。意味としては、行政は間違いを認めてはいけないということだそうですね。私はそうだとは思いません。逆にですね、行政であっても間違いというんじゃないくて、こんなふうに変えていかなくちゃいけないというふう思うところがたくさんあると思います。ですから、職員にはこんなことを申し上げております。以前からこれ役場の仕事としてこういうふうな方向づけでやってきた、昔から役場というのはこういうような方法でやっています、これで答えにはなっていないと言うんですよ。さらに、今の時代に合わなければ、それを変えていかなくてはいけません。そして、役場においてになっている方、村民であろうが、別の市町村の人であろうが、その人に対して誠意で答えられるような、そういうふうな考え方を示していくべきだと。しかしながら、それも法の範囲内です。便宜を図ってあげるべき、私はそういうふう考えています。そのことをですね、私が就任してから18年が経過しているというふうなことになるかと思いますが、その中で、まず1日も欠かさずですね、週の初め、月曜日とは限りません。週の初めですから、ずっと通してですね、この間、職員朝礼をやってまいりました。私はその実績だとは申し上げません。でですね、今回その不祥事があったということを議員から指摘もいただいておりますけれども、それ以外は今までにはなかったはずです。小さいことはあったと思います。ですけれども、特に金銭に関わることはなかったはずです。このことはですね、県下35市町村であろうとも、我が大蔵村だけなんですよね。これは私は職員の素直な考え方で私が言えば、素晴らしい職員だなというふうに思っております。

ここでいろんなお話ございました、議員からも。モラル、人はですね、心です。仕事も何でも、自分の心に恥じない仕事、それをやってほしいというふうなことも常々私は申し上げております。

そういうことで、幾らデジタル化になろうと、規則があろうとも、それを読んで理解して、

それを実践する人でなければ駄目なわけです。そういうことで、その人の逆に人間性、モラル、そういったものを看過していけるように、私は今まで頑張ってきたつもりであります。そういうことの中で、それに職員は応えてくれると私は思っています。

そういうことで、ただ、長い間の中で、それがね、何らかの形で今回出てしまったのかどうかということは、それは定かではありませんけれども、それを教訓として、対岸の火事としないうで自分に置き換えて、さらに職員一丸となって村民の信頼回復に努めていきたいと思いますというふうなことをお話ししております。私はそれに尽きるのではないかなというふうに思っています。言葉や書いたものでいろんなことを示しても、やはり最後はその人の人間性に関わってくる。そこに逆に呼びかけて、何とか課長さん方から、それぞれ個々に入って指導していただく、そういうことを私は毎週各課長さんにもお願いしています。大変な仕事だと思っています、課長さん方。それでも、今までもずっとやってきていただきました。これからもそういうふうにやっていただきたいというふうに、私は思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございます。

モラルの向上が私の質問内容の一番答弁なのかなと、それが一番のリスク回避になるのではないかと、確かにそう感じるころであります。職員の皆さんが本当に頑張っているというのは分かっておりますので、あえてこういう質問をさせてもらっているんですけども、ちょっと質問内容ちょっともう少しありますので、させていただきます。

あと、そのD X技術の進歩は非常に早く、その活用によって行政のリスクを低減できる可能性があります。しかし、その一方で、それを支える環境整備が十分に整っていないように感じます。例えば、この技術を導入することで業務の効率化や透明性の向上が期待できる一方で、情報漏えい、ウイルス感染、管理の不行き届きといった新たなリスクが生じる可能性もあります。この点に関してはどうお考えか、お聞かせ願います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、伊藤議員からD Xの進歩に合わせてですね、環境整備が整っていないんじゃないかというふうな御指摘もいただきました。それについては議員の皆様方からの御理解をいただき、鋭意予算化をしながら、そして、表向きだけではなくて実際に村民のためになる、そういったD Xを進めてまいりたいというふうに思っています。

中身についてはD Xの担当課長がいますので、課長のほうからお願いします。

○議長（海藤邦夫君） デジタル推進室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） それでは、私のほうから今の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、最初から業務の安全性ですね、安全性に関してなんですけれども、大蔵村の場合、例えばインターネットに接続して仕事する場合もあるんですけれども、その場合は山形県が使っているサーバーというものがございまして、山形県が使っている、いわゆる網をくぐってからでないと、いろんなサイトに接続できなくなっています。つまり県がつないでもいいよというふうなサイトですね、例えば、アダルトサイトとか、そういうところへつなげなくなっていますので、そういうものを使って、いわゆる職員側のこっちからBに行くほうの安全管理をしているからと。なおかつウイルス系ですね、ウイルス系で外部からの侵入に関しても、ウイルス対策のほうは、うちのほうはまず行政機関としてのその今個人が、個人というか職員が使っているパソコンだったり、財務会計だったりというものに関しては全てその対策がなされています。特にもうその金銭関係の財務会計に関しては単独で動いているものですので、ほかの情報とは交わらないというふうな二重のロックがかかっていまして、その辺で村の会計管理ですね、会計事務の安全性が担保されているのかなというふうに私自身は感じておりますが。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。これまでの答弁を聞きますと、安心していいのかなと思いました。大変力強い答弁でありました。

私が最終的な話なんですけれども、私がこの質問したのは、業務の透明性を高め、1人に仕事偏らない、効率的な体制を整えることで不正を防ぎ、住民サービスを向上させ、最終的に村民の福祉向上につなげたいと考えたからです。その実現には、内部統制の強化とDXの活用が欠かせません。これらを適切に導入運用することで、よりよい行政運営が可能になると私は確信しております。

そして、何より職員の皆さんには大蔵村役場職員という誇りを持って、これからも住民のために尽力していただきたいと願って、質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（海藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、東日本大震災の発生から14年を迎えました。この後、14時46分にはどうぞ、犠牲になられた全ての方々に対し、各自で黙禱をささげていただくようお願いいたします。

次の本会議は、明日 3 月 12 日 午前 10 時より開会いたしますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 0 分 散会

令和 7 年 3 月 12 日（水曜日）

第 1 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和7年3月12日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会委員長	斉藤徳美君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	佐藤克也君
デジタル推進室長	
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君

産業振興課課長補佐	井 上 沙 織 君
地域整備課課長補佐	今 井 啓 之 君
教 育 課 課 長 補 佐	八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 一 君
-------------	-----------

議事日程 第2号

令和7年3月12日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 一般質問

第 2 議第 1号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

第 3 議第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の設定について

第 4 議第 3号 肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例の設定について

第 5 議第 4号 カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例の設定について

第 6 議第 5号 大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議第 6号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第 8 議第 7号 大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第 9 議第 8号 大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第10 議第 9号 大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

第11 議第10号 大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第11号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第13 議第12号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第13号 大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 5 議第 1 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議第 1 5 号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 1 7 議第 1 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
- 第 1 8 議第 1 7 号 令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 1 9 議第 1 8 号 令和 6 年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 議第 1 9 号 令和 6 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 1 議第 2 0 号 令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 2 議第 2 1 号 令和 6 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議第 2 2 号 令和 6 年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第 7 号）
- 第 2 4 議第 2 3 号 令和 6 年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 5 議第 2 4 号 令和 7 年度大蔵村一般会計予算
- 第 2 6 議第 2 5 号 令和 7 年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第 2 7 議第 2 6 号 令和 7 年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
- 第 2 8 議第 2 7 号 令和 7 年度大蔵村介護保険特別会計予算
- 第 2 9 議第 2 8 号 令和 7 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 0 議第 2 9 号 令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計予算
- 第 3 1 議第 3 0 号 令和 7 年度大蔵村下水道事業会計予算
- 第 3 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は5名の方の一般質問、誠に御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問に入ります。

通告順に発言を許します。

1 番早坂民奈議員。

〔1 番 早坂民奈君 登壇〕

○1 番（早坂民奈君） おはようございます。

2 日目ということで、今までにないちょっと緊張感を持って、今日は質問させていただきます。

私は、今後の高齢者救済の対策、対応はということで、村長にお伺いいたします。

高齢化が進み、多くの方々が今後の生活に不安を抱えています。特に今まで何度も質問をしてきましたが、一番は移動手段ではないでしょうか。免許返納等でますます出歩くのがおっくうになり、ひきこもりぎみの方もいます。村ではその対策として、昨年、試験的に四ヶ村地区でフリー状況のバス利用を行ったが、あまり利用者がなかったとお聞きしました。どのような方法で行い、なぜ利用者がいなかったのか、また理由をどう考えているのか、詳しく教えてください。

次に、買物難民についてです。近所のお店が廃業し、遠くに出かけなければならなくなったし、移動販売車の利用もできずにいる地区もあります。宅配サービスではJA、生協、ヨシケイ等の利用があるが、民間に委ねたままでよいのでしょうか。いろいろ高齢者救済としての対策、対応があると思いますが、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯ではなく、全体的に村としてどのように考え、対策を講じていくのか、今後の考えを伺いたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。今日もまたよろしく願いいたします。

それでは、「今後の高齢者救済の対策、対応は」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

まず、前段の御質問の免許返納者への移動手段について、今年度の実証事業の検証と内容についてお答えをいたします。

このたびの実証事業については、議員も言われておりますが、免許返納者への足の確保といったことへの対応で実施をいたしました。

今回の事業については、村営バス土合滝の沢線の空き時間を利用し、公共ライドシェアとして行ったものであります。事業については令和6年9月19日から11月30日までの期間で、平日10時から13時30分までの運行としました。利用の仕方については、無料で利用でき、運転手が携帯する電話に連絡の上、予約ある、なしにかかわらず運行することといたしました。利用中となれば、お待ちいただくこともあるかもしれませんが、予約の不便性や土合滝の沢線の範囲内での時間的制約が少ないことから、予約は不要としました。利用者への周知方法については滝の沢、豊牧、沼の台、平林の4集落については運行開始案内を全戸配布し、村内全域にはくらしを活用して周知を図りました。今回は実証事業というところで、運行時間、運行地域を限って行ったところであります。その利用状況については、非常に残念ではありますが、利用者はおりませんでした。

議員からは事業の評価について問われておりますが、村民の方から苦情が1件ございました。1件ですので、それが全てということにはなりません、電話をすること自体が不便であること、バス停の土合から乗換えしなければならないといったことの内容でありました。また、PRのため、高齢者のサロンの場での説明も行いましたが、運転できる方が多い場所であったことなどが挙げられますが、周知不足という面もあったかとも考慮されます。

今回の実証事業を踏まえて、現在公共ライドシェアの運行について模索を行っているところです。これにつきましては、国土交通省や山形県も支援を計画しております。今後、今年度の事業の結果を踏まえ、検討してまいります所存でございます。

次に、買物難民についての御質問ですが、買物支援の形は主に4つあると考えております。1つ目は、身近な場所に生活に必要な物やサービスを提供できるお店ができること。令和5年11月から合海地区にオープンしましたDCMニコット大蔵店は、これに当たると考えられます。2つ目は、身近な場所では提供できないものやサービスを家まで届ける宅配。3つ目は、家の

近くまで商品を届ける移動販売。4つ目は、家からスーパー等への移動手段を提供することです。

その中でも早坂議員の御質問には、宅配サービスでは「現在、JA、生協、ヨシケイ等が利用されている」とあります。「民間に委ねたままでよいのか」との質問ですが、民間が行ってくれている間は、任せてよいと考えます。

最上地域では、そのほかに舟形町に拠点を置く株式会社地域コミュニケーションズという会社があり、新庄市内のスーパーと業務提携し、最上地域の5町村を移動販売しています。本村では平成30年6月から山間部を中心に20人ほどが利用しており、依頼があれば、もっと対応できるとのことです。この内容についての詳しいことは、広報おおくら令和元年6月号に記載しております。

ほかには全国展開で移動販売車約1,200台を走らせる、株式会社とくし丸という四国徳島市に本社を置く会社があります。山形県内の4つのスーパー等と提携し、県内では18台の移動販売車を走らせています。この車両は販売パートナーと呼ばれる地域の個人事業主が務め、ビジネスオーナーとして活躍しております。新庄・最上ではスーパーヤマザワとビフレなどと業務提携しているようであります。

また、本村の買物支援の今後については、村には商工会の事業所もあるわけですから、まずその会員の方々と話合いを持ち、将来の方向性を議論し考えていくことが最も重要であると考えています。

今後とも高齢者福祉対策については、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 私の質問の仕方が、一般質問の仕方がまずかったかなと思って、この答弁書を見ました。なぜかといいますと、私はこれは今までデマンドタクシーとか、あと宅配とかいろいろしてきまして、買物難民のこと、そのみの答弁になってしまったということです。実はそれはもう想定の中で考えていたんですけども、一応高齢者全体の支援ということでお聞きしたかったわけです。

なぜかといいますと、公共交通の充実と割引制度というのをいろいろ高齢者の支援について調べたところ、いろんな項目が出てきました。このバスのほうは、交通のほうです。その中でコミュニティーバスの運行、これ新庄市でよくやっています。デマンド交通の導入、これも何度か質問いたしました。でも、これはちょっとこの村にはそぐわないということで、これは仕

方ないなと思っておりました。それから、高齢者向け割引制度、これバスの割引ですよ。これも私以前質問いたしましたところ、バスの運賃というか、料金が300円、まず4月からの場合は300円で、これはすごく安いので、そこまで老人の方、高齢者の方たちにこれ以上の割引はちょっと考えていないというのを前にお話ししたときに、あのときは定期のことでお話ししたときに、その老人の割引はと言ったときには、料金が安いので考えてはいないというお答えをいただきました。

それで今回、地域コミュニティの連携というのをちょっと私重点的にさせていただきます。移動支援ボランティアの活用ということで、これも有償ボランティアのことをこれも前にしましたけれども、まだなかなかそれは難しいというお話で、ちょっと読み上げさせていただきますね、いろんな支援があるので。その中から、少しずつ質問させていただきます。

地域コミュニティの連携というのは、移動支援ボランティアの活用、買物、病院への送迎を行うボランティア、それから地域住民が協力して高齢者を送迎する制度の整備、生活支援として買物、家事支援、買物代行、掃除、洗濯等の支援、あと見守りサービス、それから高齢者向けの配食サービス、御飯をまず配ることですけれども、あとは見守り緊急通報システム、これも村でもいろんな形でやっていると思いますが、これ改めて詳しくはお聞きしたいと思います。

あと、医療健康支援というのは、介護とか、そういうものは一生懸命やっぺらっしやるので、それはちょっとお尋ねしません。

それから、経済的支援ということで、高齢者向け住宅の整備、家賃補助、これ高齢者向けのシェアハウスをとということで、これも何度か質問いたしましたけれども、いやというふうなあまり、考えてはいるけれどもというお話で、前には進んでいないと思います。

あとはシルバー人材センターの活用で、働ける人たちが働く場所がない。そういうところは短時間で軽作業の仕事の提供、これも高齢者の方たちに生きがいを持たせるということでいいんじゃないかというのが出ていました。

それから、社会参加、生きがい支援ということで、シニア向け講座、趣味活動の提供、これ多分シニア向け講座は長寿の森が該当するのかなと思っております。

あと、デジタル支援ということで、これはよくデジタル推進のあれでやっぺらっしやるので、これは村では該当しているかなと思います。

それと、あと住環境の交通支援ということで、バリアフリーの住宅改修補助、これも村でやっぺらっしやると思います。

それと、公共交通の充実、割引制度ですね。これはちょっと重複しますけれども、できなかったのかなと思いますけれども、これも入っていました。

それから、免許返納者への支援。その免許返納者への支援ということで、今回はこの実証を行っていただいたわけですが、これ利用がまずなかったというのはすごく残念なんですが、理由としては皆さん運転もできるからということなんですけれども、もっと詳しく私が感じたのは、時間も10時から1時半までとか、そういう区切られた時間内だったから、利用がなかったのではないのかなと思います。その人たちの何ていうんでしょう、四ヶ村だけの中でのというのは、ちょっと狭い地域での実証だったのではないかなと思いますので、もしこれ、これからライドシェアの運行についてということでお考えであれば、地域を広げて考える、行うという考えはございますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員からですね、思いを述べていただいたと思っています。一般質問というのは早坂議員、通告制であって、何が聞きたいのかというふうなことで、ここで受けているわけです。私どもはそれに忠実にですね、お答えをしております。そういったことです、予算質問や決算質問と違ってですね、そこから逸脱しているものについては答えなくてもいいという義務はないですけれども、まずはこの質問をされたことに対してですね、やり取りをするのが一般質問のこれは慣例だというふうに思っています。

そうということで、今回は早坂議員から質問をいただいた、この今後の高齢者救済の対策全般言えば、いろんなことを今おっしゃったとおりいっぱいあると思います。そうではなくて、この文章化されているところについて議論するのが筋だというふうに、私は考えてございます。ですから、もしありましたらですね、これは予算委員会なり、その場でお願いしたいというふうに思います。ですから、私は今答えたことに対してやり取りをお願いしたいというふうに思います。

それで、ライドシェアについての質問を受けましたので、これはこの中でしっかり答えてまいりたいというふうに思っています。ライドシェアですけれども、御存じのとおりですね、これは資格とか、そういうものではなくて、特区みたいな形で取るというふうに私は思っています。

つい最近では、今年といいますか、2025年3月7日、山新に載っていました。ライドシェア、能登で始動というようなことですね。これ私、県の町村会で能登にも行ってまいりました。そのときにも、役場のほうに報告しています。こういうところに行ってきたというようなことで、

それがですね、このライドシェアというのも非常に範囲が広くてですね、いろんなやり方があるんですよ。例えば、自治体で運転者さんを雇ったみたいな形でやっているところと、それから普通に通勤されている、勤めていらっしゃる、そういう方の朝の通勤時に合わせて、ついでに乗せていく、そういうふうなやり方もあるんですよ。ですから、いろんな規制はあると思うんですけども、その自治体、自治体のやり方で認めてもらえるところがあるんじゃないかなというふうに、私感じております。そういうことの中で、今、担当課としても、このライドシェア、いわゆる大蔵村に合った、そういうようなことができないかなというふうに考えていると思います。

結果的に今、早坂議員が質問になった、これを地域を広げて考え、大蔵村全体を考えていきたいなと私的には思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） それでは、村長のおっしゃるとおりで、私の質問のあれも、ちょっと仕方まずかったなと反省しております。でも、思いはまず分かっていただけたと思いますので、それはそのまま思いを伝えます。

それで、ライドシェアのほうのことですけれども、地域を広げる考えはあるということですが、これは村全体、それでやり方的には今の実証試験ですか、実証実験をやって、同じような形で行うのか。もしくは、今までやっぱり何でまずかったんだろうなという理由的にはちょっと、ただ車が運転できるからと、あと乗換えが面倒くさいから利用しねえんだみたいな苦情があったと。これは私もバス停の度合いですか、あそこまで来て、そこからバス、何だ、肘折新庄線に乗り換えるということですよ。でも、そのバスの時刻と、今度、反対に1時半までだと帰りどうすればいいんだろうと、この四ヶ村の場合はですけれども。今度、村全体に広げた場合、どういうふうな問題が起こるのかなという想定はございますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど申し上げましたけれども、私が思っているということも申し上げました。実際にですね、担当課としては順序を踏まえてやっていかなければならないというふうに思っています。これから担当課長から答えていただきますけれども、試験的になるのか、あるいは、どういうふうな段取りなのか。その辺はですね、担当課として考えがあるというふうに思っています。

私も非常にですね、早坂議員から言われて、本当に免許証返納も含めてですね、そういうこ

とが進んでくれば、なおさら足に困る方がたくさんいらっしゃるわけですから、その辺についてはですね、しっかりとした計画、考えを持って対応していかなければならないというふうに思っていました。

何ていうんでしょうか、ここにも書いてございましたけれども、予約の連絡すらですね、面倒くさいということになれば、それが全員ということではありませんよ、それすらもう駄目だというのであればですね、やっぱり定期路線バスが一番いいわけですよ。今、定期路線といいますと、新庄と肘折ですね。そのほかに、これは本当の定期路線バスですけども、村内全集落を回っているというのは、スクールバスの活用で全部これやっております。そういうことでするので、それを考えればですね、大蔵村は交通弱者に対する配慮というのは、すばらしく私は浸透しているというふうに思っております。よその地域では、なかなかそこまでやっていません。なぜかという、スクールバスとの経営をしていないからです。ですから、バス、巡回バスを通す場所も限られてくるんですよ。大蔵村は全集落回っています。そういうことを考えれば、非常にその時間帯を使っていただければ便利なわけですよ。ですから、利用者数も多いということです。

それから、定期路線バス、いわゆる肘折新庄間以外は全てただです、子供さんも含めて。こういったことをやっているのは、当時最初したときには全国でもまれだというふうに思っております。最初はですね、子供さんと一緒に大人の方、不特定多数の方々を乗車一緒にさせるということは非常に不安があったかと思います。ですけども、村民の方でそう心配することないんじゃないか。逆に、地域の子供たちとして生徒さん方を見ていただける、そういうふうな利点もあるんじゃないかというふうな思いでもありました。お互いに今度はお年寄りの皆様、村民の皆様と児童生徒が交流する場にもなるというふうな利点もあると、逆の考え方も行いました。そういうふうなことをいろいろ考えて、総じてこれはやるべきだというふうなこと、国のいわゆる予算で全てのバス運行ができることになります。そういうことで、この画期的なことを大蔵村では導入したんです。そのことを、まず分かってください。

じゃ、個別のですね、今、早坂議員からいただいた質問の内容については、担当課長から答えさせていただきます。議長、総務課の田部井課長です。お願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、私のほうから答弁させてもらいたいと思いますけれども、まず公共ライドシェアでございますけれども、こちらについては公共団体のほうからタクシー会社等、そういったものに対して委託をしているものとか、そういうものが対象になって

くるよということでございます。現在も土合滝の沢の循環バスのほうは、公共ライドシェアというくくりの中の1つでございます。村で唯一、そちらのほうで対応しているということでもあります。

それで、今回この時間を区切って、場所も限定してやる実証実験ということでやらせてもらったのは、やっぱりバスの手配と、あとその時間帯がどうしても普通に通常の時間帯走らせているものですから、その空き時間を利用したということで、時間も区切らせていただきました。場所もですね、循環バスの空き時間ということで、四ヶ村地区限定ということでさせていただいたところでございます。予約がない、オンデマンドの問題点というのは予約しなければならないというところで、その分も取り払って、予約なしで何とかいけないかということで、このための実験をさせていただいたところでございます。

それです、今この同じような形態で全村でやるのかというようなことでございますけれども、今、課題として考えているのが、やはりゆけむりライン、あそこが村の中心部を一本通っているというところで、どうしても支線にならざるを得ないのかなというのが今の課題と思っております。そこにつなぐようにするのか、それとも村内だけフリーにして全部やるのかとかいった、いろいろ検討課題はいっぱいあってですね、なかなかちょっと1つにまとまらないというような状況でございます。

今スクールバスでも村長答弁ありましたように、各地区全て回っておりますので、その分の利用のバランスも考えていかないと、そちらのほうの今度空きが出てくるというようなこともございますので、その辺いろいろとケース・バイ・ケースいろいろありますので、その分また検討して、またお示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） お答えありがとうございます。

ということは、時期的には当分かかるかとは思いますが、時間もないので交通のほうはこれでおしまいにして、買物難民ということで、私のほうも民間に委ねたままでよいということで、村長は任せていいと思う。これは、私もそのほうがよいと思います。

それで、それにプラスしてですけれども、配食サービスというのが、ここにも宅配と、あとお店ができること、宅配、移動販売、移動手段を提供することとありますけれども、これにプラスして配食サービスということも考えてはいただけないでしょうか。というのは、いろいろちょっと私も調べました。

その中で、独り暮らしの方たちだけではなくて、高齢者の世帯の方たちも食事をちょっと手抜きをするというのではないんでしょうが、どうしても偏った食事をなさっていると。それで、それが体に影響するということもありますので、年取ってくると私もそうですけれども、今、女性が食事を作るのが当たり前になっておりますけれども、年取ってくると本当に作るのが楽じゃなくて、栄養面を考えたときに、買物自分で行って買物できればいいんですけども、足がなくていけない。それじゃ、ニコットがあるから、ニコットまでといっても、ニコットまで行く足もない。あそこのバス停ありますから、バス停の前で止まれば、ニコットで買って、次のバス停で買えばというふうな話もあります。

それで先日、村長からちらっと新庄のほうでも利用できるような方法があるんだよというお話をちょっと伺ったので、その辺ちょっと説明していただいてよろしいですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。すみません。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も元議員でした。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員から、そういったところがあるんですよというふうに言われた、まさにそのとおりなんです。でも、これはですね、商売が絡んでいますので、名前を言うことも適當ではないでしょうし、そういうふうな声をかけていただいています。もしあればですね、1人、2人ではなかなか難しいと思うんですけれども、配達をしますと。ただですね、村内に誘致した企業の中でも、これは村内の中の三和食品なんですけれども、今、役場で取っています。そのほかにも、何件か取っていらっしゃる方がいらっしゃるというふうに思います。そういうことで、むしろああいったところを使っていただければ、それは大いに結構だというふうに思っています。

その口添えについては、役場なりいろんなことをすることはやぶさかでないと思いますけれども、私が一番言いたいのはですね、一番答えの答弁の最後に言ったことで、早坂議員も商工会のほうには随分ですね、一生懸命に頑張っておられますので、お話を聞いたこともあるし、参加したこともあると思うんですけれども、商工会自体がお店が今減ってきている、会員が減ってきていると。村内のいわゆる専門店、あるいは青果物とか、そういったものも後継者もいなくなってきて、なかなかお店が少なくなって困ってきているんだと、その対策に何とかできないでしょうかねというふうな相談を受けています。それが村役場だけ、行政だけの対応じゃなくて、逆にそういった商店主の方々が本当に後継者がいなくて、これからこれを続けていけないということで、村に必要だというふうなことであれば、何かしらの対策を自分たちも考え

たいということは言っているんです。ただ、それが一本化ならず、なかなか前に進んでいかない。

これもう何年も前からお話ししているんですけども、例えば、これは一例でありますけれども、今度ですね、この庁舎、古い庁舎の下の部分だけ空くわけですよね。いろんなことを考えればですね、下だけじゃなくて、1階、2階もかもしれません。でも、スーパー店舗というのはなかなか下のほうでないとですね、お料理も大変だしというようなことで、私は下のほうがいいと思うんですけども、そういうふうなことで共同開設というんでしょうかね、村商工会、あるいは行政とか、そういういろんな組織が入って、そういうふうなミニスーパーみたいなものができるかなと。そうするというと、全店主がそこに集わなくてもいいわけですよ。当番制で決めてですね、何人かいらっしゃれば、それも運営ができるのかなと。そうすると、公共施設利用ですので、電気料とか、そういったものは当然支払いは必要になってくると思いますけれども、その何か間借り料というんですか、その場所を借りる料なんかはですね、今回、この場でちょっとあえて申し上げますけれども、今後村のいろんな団体、例えば土地改良区とか、商工会については、この庁舎利用というふうなことも考えていかななくてはならないだろうというふうな今話になってございます。そういうことを考えた場合ですね、その利用だって大いにあり得るべきかなというふうに私は考えています。

そうしたときに、この小さな村だからこそそういったことができる、それこそ、そういった利点を伸ばしていけるのではないかな、活用していけるのではないかなというふうに思っています。そういうことを女性の考え方、民奈議員を中心として、女性部も含めて、そういうふうなことを話進んでですね、ぜひこれが実現化するように何とか持っていけないかなということを、逆提案じゃないですけども、私からちょっとお願いをしたいというふうに思っているところです。いかがでしょうかね。

答えになっていないようですけども、ただ、一つとして、この困り事を何とかいい方向に持っていくというふうな具体的な案こそですね、こういった場で討議すべきじゃないかなというふうに私は考えています。どうする、どうするではなくて、こういうことが実際やれないでしょうかというふうなこともですね、話し合っていくことも大事なことはないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 私は大いに賛同いたします。というのは以前にも、私自身ミニスーパー

という形で提案をさせていただいておりました。あのときも、ちょっとそのときは大分前の話になるので、ちょっと私も覚えていないんですけども、10年近く前のことだと思います。それで、ちょっとやはりまだここまで衰退するとは皆さん考えていなかったのも、各店舗の方たちは自分のお店で何とかなるよと。あと、移動販売なさっている櫻井さんとか、樋渡さんみたいに自分たちでできるからいいよというふうな形で、まとまらなかったんだと思います。でも、商工会の女性部の方たちからは、やっぱりこういうミニスーパー的なところがないと、買物するにも楽でないよと。それで、ニコットさんが一応来ていただいて、本当に私自身ニコットができてから、新庄のほうへ行く回数がもうめっきり減りました。

でも、あれば悪いけれども、外部から来た会社ですよ。地元の人たちはあの会社というか、お店が来たおかげで、実際には多分売上高も減っているんじゃないかなと思いますので、ぜひともこういうふうな庁舎建設は2年後になりますけれども、そのときにこういうのが形となって出来上がっていれば、大いにいいことだと思いますので、私自身もこの話を皆さんにお話ししながら、できるだけまとまっていけるようにというふうにしたいと思います。

そうすると、その中で配食サービスというの、その中から絶対資格も持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その人たちに作っていただけたらば、この配食サービスも可能になるのではないかなと考えております。

それと、あといろいろ今回は本当に私ももう高齢者ですので、いつまで運転できるか分かりません。それを踏まえての質問だったんですけども、何か自分の家は本当にバス停の前です。バス停の前から家を一步出るとバスに乗れて、バスから降りるともう我が家ですので、そういう意味ではもう全然不便は感じていないんですよ、本数は本数なりに利用すれば。でも、バス停から遠い人のため、そのことも踏まえて、全体的な考え中ということで、ライドシェアで考えていただけるということですので、本当にその沿線にいても遠い人、それから村内を回れるあのバス、土合のほうの何か四ヶ村に行けるバスはあるけれども、沿線の中でもバス停から遠い方たち、そういうのもライドシェア考える中で考慮して考えていただきたいなという思いです。

人口減少にもう本当に少子化で子供も生まれる数も少なくなって、多いのは高齢者ばかり、そのうち免許返納も多い、車も運転できない、これはもう近々の課題として考えていかないといけない問題だと思います。人数を増やすことは、まずもう無理だと思います。だけれども、減らす速度を極力遅くする。それでいて、この村を維持していついていただきたいと願って、この質問は終わらせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員から大変大事なことを何点か言っていただきました。

その中で1つはですね、この村に住んでいるその商店、商いをやっている方々が生活が成り立つような商いをというふうなこと、外部から来るのは外部から来るので結構なんですけれどもというふうな言い回しをしていただきましてね、そこだと思ふんですよ。ですから、私たちがですね、村としてよそからとか、よその利用を促進することはですね、ちょっと控えなくちゃいけないのかなと思っています。そういうことで、先ほどの1回目の質問から、よそから来る分には来るななんて言えないわけですから、それについてはしようがないだろうと。ただ、大事なものは、大蔵村に住んで村民としていて、そして、なおかつ商店、商いをやっている方々の生活を何とかよくするような、そういった工夫が絶対必要だというふうに今言っていただきました。その点が、まず1つですね。

それから、バス関係、交通関係については、やはりそのバス路線から遠い方々の足の確保を最優先に考えていただきたいということだというふうに思っています。そのことについて、今は何とかバス路線が村内全てについて網羅されている。その路線以外の方々、特に高齢者の方々、その辺を担当課として、あるいは担当課だけではなくて村全体、役場全体として考えていかなければならない問題だというふうに思っています。そのことについて、経費の問題もございましてけれども、いかにすれば救うことができるのか。そのことについて、極端な前進はないかと、ないかもしれませんけれども、いろんな形で計画をして進めていってくださるというふうなことでありますので、私も信頼しながらですね、あれどうだ、これどうだというふうなことも踏まえて、今やっているところです。

1つ、そのライドシェア、いわゆる公共ライドシェアということで、四ヶ村でやっていただいた。ですけれども、いいような感じするんですけれども、利用者がいないということはやはり使いにくいとか、何だかんだで理由があって使われないわけです。その理由も大体分かりました。じゃ、それを排除して、逆に使いやすさというものを追求しながら、その足の確保、それを図っていく。そのことになかなか経費の面と併せて考えなくてはいけないものですから難しい問題ですけれども、担当課としてはどんなふうになればいいかというふうなことも考えているようであります。

それから、これは大蔵村だからできることかもしれませんが、これは業者をお願いするような形で、これは本当に私の個人の案です。お話ですけれども、新庄まで行ってからですね、バスを利用して、定期路線バスを使って新庄まで行ってから、業者の考え方で、そのお

おくらくんといひましようか、あのバスを利用した方々に対する、何ていうんでしようかね、優待的なことですかね、そういった活用方法も考えていただきたいということもお願いして、実際その会社としてはそれをやりたいというようなことも言っているようであります。そのことにしますとですね、ますますその定期路線バスの利用が進むというふうに私は思っています。ですから、そのことも会社としても考えているようであります。それについては、大蔵村は全然関係ないわけですので、いろんなことはできないんですけれども、ただお願いといひましようか、こういうふうにしてもらおうと助かるんですけれどもねというふうな助言はできると思うんですよね。ですから、口出しではなくて助言をして、そのバス利用が進むことと、大蔵村の村民の利便性を図ってもらうことは、何らこれ問題のないことだと思うんです。そういうことも、行政として無理のない形をお願いをしながら、この大蔵村の足の確保ということを今後とも図っていききたいというふうに思っているところであります。

少しくどくなりましたけれども、そんなちょっと情報もお伝えをしておきたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。（「ありがとうございます。終わります」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 8 番齊藤光雄議員。

〔8 番 齊藤光雄君 登壇〕

○8 番（齊藤光雄君） おはようございます。最後になりますけれども、もう少し聞いていただきたいと思ひます。

初めに、私のほうから2点ほど通告したいと思ひます。新庁舎建設についてと、あと農業機械の補助にドローンを追加できないかという2点ですけれども、まず、初めに新庁舎建設についてです。

いまだに今回の庁舎建設に係る総事業費の提示はないが、以下について質問いたします。

初めに、1 番目、庁舎建設に係る造成がほぼ完成を迎えています。地域に及ぼすとされる内排水対策はどこまで進捗しているのか。

2 番目、県内の新庁舎建設過去6年、2 庁舎を議会で調査、最上郡内の庁舎訪問の際、頂いた資料に基づく坪単価税込みで当時、鉄骨造で160万円でした。今回の設計構造は鉄筋コンクリート造です。物価高騰で35%以上高騰、国土交通省で発表されている労務単価の6%上昇などが実施される昨今、税込み坪単価幾らと考えているのか、村長に伺いたいと思ひます。

3 番、昨今の働き方改革により、建設業においても休日等の確保は必至で、予定工期で完成できるのか。

4 番目、新庁舎建設に係る総事業費、返済計画を示していただきたい。

あと、2つ目の問題ですけれども、農業機械への補助にドローンを追加できないか。

村内各地で圃場整備が実施され、圃場も大規模区画となり、以前の形態での作業もさま変わりが見られます。村では、免許資格等へ補助が実施されております。農業従事者の高齢化、担い手不足等が顕在化している現在、ドローン購入への補助が高齢従事者の負担軽減並びに担い手確保の一助と考えるが、村長の考えを伺いたい。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 初めに、「新庁舎建設について」という斉藤議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、このことについて4点の質問をいただきました。

1つ目の内排水対策はどこまで進捗しているかということについて、お答えをいたします。庁舎敷地内の降雨に対する排水については、敷地中央部分を東側と西側に分けて排水するように計画しております。また、庁舎屋根に降った雨の排水についても、中央で半分に分け、同様に排水する計画となっております。その後は、国道458号線脇の水路に流入し、その水路が国道の下を3か所で横断しておりますので、その3か所に分けて流すということで、合海地区の方々と現在も継続して調整を行っているところでございます。また、構想段階ではありますが、排水ポンプの設置の実現に向けて検討を重ねております。

2つ目の税込み坪単価になりますが、議員が御質問されているとおり物価高騰や労務単価が上昇し、非常に懸念しているところでございます。今、ここで私から単価を申し上げることにについては、入札行為に影響が出ることも考慮して申し上げることを控えさせていただきますので、御了承願います。

3つ目の予定工期で完成できるのかということでございますが、これについては前にもお示ししておりますが、実施設計を請け負いただいた業者と打合せをして計画しております。

4つ目の総事業費については、令和5年度の用地買収費から来年度の建設事業費まで、現段階で約28億円と見込んでおります。地方債は、過疎対策事業債と緊急防災対策債を併せて、令和7年度に3億5,920万円、令和8年度に4億7,880万円を発行する予定でございます。償還につきましては、令和8年度から10年度までは利息のみの償還となりますが、令和11年度からは元金と利息を含んだ償還となり、約年に9,700万円の償還金が令和19年度まで続きます。ただし、普通交付税で元利償還金の70%、約6,790万円が算入されますので、実質2,910万円の償還金となると考えております。なお、償還は令和20年度で終了し、最終年度は約5,400万円にな

る見込みであります。

次に、農業機械の補助にドローンを追加できないかという質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、村内では県営の基盤整備事業が進んでおり、これまで2地区約110ヘクタールが完成し、現在4地区約210ヘクタールで区画整理工事が進んでおります。本事業により、大区画化による水稻栽培の効率化と、一部の圃場については高収益作物への転換を図ることで、農業所得の向上を目指しております。計画区域内での現在の事業費ベースの進捗率は、約60%となります。

また、担い手への農地の集積や法人化が進むことにより、1経営体当たりの経営規模が拡大することが期待され、農業機械の大型化やスマート農業の導入など、さらなる効率化の実現も可能となります。

議員からは、農業機械の補助にドローンを追加できないかとの御質問をいただきましたが、村内でも県の補助事業を活用して農業用ドローンを導入した実績がございます。

先ほど御説明したとおり、基盤整備事業が進むにつれ、国や県の補助要件を満たす経営規模の農家が今後増加していきます。これを機に、国や県の支援を受けながら、農業用ドローンだけでなく、大型農業機械やスマート農業の導入に取り組んでくださるよう、農家の皆さんに御指導いただければと思います。

国県の支援のメニューは多岐にわたりますので、その選択は難しくなると思われますが、産業振興課の担当が導入機材や経営規模に合わせて御相談に乗りますので、気兼ねなくお問い合わせくださるよう、併せて御指導をお願いいたします。

本村の基幹産業である農業については、今後も重点事業として位置づけ、国や県からの財源を有効に活用しながら振興を図ってまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いし、答弁いたします。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は11時といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

○8番（斉藤光雄君） 第1問目から、ちょっと再質問したいと思います。

村長のほうからは、いろいろと清水堰の関係の対策もいろいろやっております。そ

れで、ゲートの新設ということもなって、1つはまず解決して、いろいろなっていると思います。第1要因であったあそこも、まずやってみて収まるんじゃないかなという、懸念もありますけれども、やはり今まで庁舎建っている場所は、あくまでも昔から調整池になっていたわけです。だから、やはりこれだけの3か所で横断していろいろ分散したとしても、水の量は変わらないわけです。だから、ある程度やっぱり最終的にも、やはり排水ポンプというのは絶対必至であって、やはり検討を重ねているとはありますけれども、やはり庁舎できるまで2年しかないわけです。だから、それに向けて実施していただかなければ、やはりいろいろ近隣の住民とか、水路の今までそこに全部集中する住民からちょっとお伺いすると、やはり不安はあるということをお伺いしております。ましてや住宅団地、村で結構安い値段で造成して団地も建って、あれだけの人口が流出しないで建ったわけです。やはりそこに絶対に水を上げては駄目だと、内水は。だから、よく内水想定マップに載っていなかったら、建てなかったんだよという人もいますから、ぜひやはりその排水をきっちりとしていただかないと、やはりあの辺周辺に水は上げないと。やっぱり今まで通常のあれでそこまでの被害はないですから、そういう気持ちを持ってもらって、それで、村長のほうがこの排水ポンプが絶対必ず必至ですから、やっぱり2年以内にどうしてもこれをしていただかないと、先ほど早坂議員も言うておりましたけれども、年寄りというか、そういう私たちもう高齢者の仲間入りしているんですけれども、やはりそういう形の人たちの救済の意味でも、やっぱりあそこをやっぱりDCMに水が上がったり、そういう被害が被ると、やっぱり人口やっぱり減少する要因の一つとなりますので、それ。だから、排水ポンプ場だけに関して、これは絶対に設けていただきたいと思いますので、村長その辺のことに対して再度答弁をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斉藤議員がおっしゃったことはですね、本当にそのとおりだというふうに思っています。

清水合海地区、大蔵村の一人口の集積している場所でございます。まして行政のいろんな施設があって、そこに水が上がって床上とか、床下、床下はまずしょうがないにしても、そんなことで。農地についてはですね、国のほうとしては、農地は犠牲にするというふうなことはないんですけれども、一番はやっぱり住家だというんですね。住家にやっぱり水が上がるというふうなこと、しかも床上というふうなことは絶対に避けなければならないというふうな思いでいるようであります。

私もよくそのことについて要望行くわけですが、農林水産省あるいは国土交通省も

同じ見解であります。やはり犠牲にするわけではないんですけれども、農地についてはまず勘弁願いたいと。一番最初に、やっぱり住家の手当てをするというようなことでございました。

そういうふうなことを考えた場合ですね、大蔵村について、この一番のメイン通りである清水合海を守る堤防、これは最上郡の中で一番早く最上川の堤防を整備された場所でございます。そういったことで、よその堤防と違ってですね、堤防の幅、高さも一番高いというふうなことを聞いてございます。しかも、その後危険があつてというふうなことで、破堤をする心配があるものですから、鉄板を敷き詰めているというふうなこと、漏水を防ぐためにですね、そういうふうないろんな手だてをさせていただいていると。

しかしながら、やっぱり洪水あるいは災害というものは想定外というふうなこと、近頃のね、やはり言葉なんですけれども、そういうふうなことで、でも、その想定外という言い方は通用しなくなったんですね。100年に一度、あるいは50年に一度というふうな言い回しで必ず来るというふうなこと。しかもですね、その100年に一度、あるいは50年は一度はですね、2年に1回とか、毎年来るような形になっています。異常気象ということでしょうか。

そういうことで、とにかく洪水に対しては何とかそれを防ぐ手だてをしなくてはいけない。そういったことで、国、県にはその最上川のこの堤防護岸についてはさらに補強していただく、あるいは高さを高くしていただく、それについても要望をしてございます。ですけれども、人の造ったものであります。自然の力というのは想定外で、まさかここが破堤するとは思わなかったというふうなことではちが明かないわけですので、今、おっしゃったとおりですね、内水も含めて対応できるような、そういうふうな対応をしてまいりたいと思っています。

具体的には、最上総合支庁のほうにも話してございます。それから、国土交通省河川事務所にも話してございます。そういったことで、直接の大きな補助金という形ではないんですけれども、補助金以上にそのお金を、例えば、4億円未満であればそれが適用になるとか、10億円未満であれば適用になるとか、いろんな要件はありますけれども、それがお金を借りることになります。借りても地方交付税と同じ、交付税の算入が70%、そして起債充当が100%ですので、こういった有利な事業債を使って工事をやることにしております。

ただし、これは一応まだ大蔵村の中での考え方、関係機関にはお話ししてはいますけれども、まだ決定ということではありませんので、ここ2年以内というふうなことをめどにですね、何とかやってまいりたい。ですけれども、この場で確約はできません、どういうふうになるかということは。ただ、新庁舎が建ってから何年もということではなくて、遅くなくても1年とか、その中でポンプ場ができればというふうに思っております。私は庁舎の開設と同じぐらいに、

何とかできればやりたいというふうに思っているところです。この春から、その実現に向けて行動したいというふうに思っているところです。そういうことで、もし何かあれば補正予算で調査とか、そういうふうなことをお願いしなければならないというふうに思っているところがあります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） どうもありがとうございます。

やはりあの地域というのは、一番合海の中でも若手がいる場所なんです。あとは、あの場所からやっぱり人がいなくなるということは、大体こちらのほうの1町内から4町内まで、大体もう空洞化が進んでおりますので、やはり一番今若手にも、地区のほうとしましても、経費の節減とか、そういうあれで取組を軽減するとかも考えてはおるんです、やっぱり。やはり若者がいなければ、村も維持どころか、町内も維持できないと。やっぱり昔は清水合海は町場だと、やっぱり四ヶ村とか、あっちのほうの肘折方面の方から言わせれば、そういうふうに見られておりましたけれども、全然今そういう感じではなくなって、この辺にやっぱり内水のあるところには住めないというような感じもあって、柳渚の方からもある程度空いたときに紹介してくれと以前も言ったと思いますけれども、そういう魅力も全然ない地域になっておりますので、ましてやそれに拍車をかけるような内水は絶対に防がなきゃならないと私は思っておりますので、その辺を加味して、やはり実施に向けてひとつよろしくお願いいたします。

2点目ですけれども、庁舎の坪単価ということで、私がちょっと調べた範囲で、今回の執行部のほうからいただいた事業費の内訳を見ますと、外構抜きで22億3,157万5,000円です。それを1,130坪で割りますと、単価当たり197万4,845円となっています。ましてや今回の事業費の設計はRCでS造と変わらないということで、この前の設計屋さんの答弁でしたけれども、やはり全国的ないろいろ調査してみますと、坪当たり1万5,000円ぐらいの差はあるというような、私の経験上感じております。

それと、今回の事業費に労務単価6%とか、そういうものが実際反映されているのかということもちょっと心配でありますし、やはり今後一番の問題は、大型の大幅な補正とかが、やはり足りなければなると思います。やはり実施してみなければ、分からない。くい打ちとかも、実際始まってみて、初めて予算が足りないとかということも、実際今ほら心配ないような見解は出ていますけれども、やはりこれやってみないとはっきり分からないです、やっぱり。だから、そういうときにかなりの経費も要すると思いますし、やはり一番の問題はやはり金が足り

なくて、入札が不調となるというようなことも十分あり得ると思います。恐らく真室川の、真室川出てきてちょっと悪いんですけども、郡内のあれの庁舎のときは大体220万円ぐらい、160万円単価でしたから。だから、それが鉄骨造だったものですから、だから今回R Cで鉄骨、鉄筋でやるわけです。だから、ましてこれで足りるのかなと。恐らく200万円ぐらいは軽くいくんじゃないかなと思っていますので、やはりその辺も含めて、やはり村長は入札に影響するというのはありますけれども、そういうことがやはりもう予想されますので、やはり設計業者から頂いたときの設計の見積り単価と、今回予算計上した金額は大体、設計から頂いたものと思って、考えてよろしいんでしょうか。だから、それで自信を持って設計屋さんが、これで今全国平均とか、そういうものでなっている単価と6%も皆入っていて、この単価だよと。あとは入札不調とか、あとは補正が、大型の補正がならないよという問題であれば、私は心配しなくてもいいんですけども、実際でも調べていろいろ見ますと、こういうような状況でございますから。だから、やはり入札に当たってもその辺を加味して、例えば、後で今の昨今、契約したとしても、物価スライドでまたその分を面倒見なきゃなんないということの条項も入っていると思いますけれども、実際はどこまで見るか分からないですけども、そういうことが入っているのかということが一番、やはり補正とか、入札の不調が一番心配になっていますので、その辺について、やはりちょっと返答をいただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員から心配されることとして、自分の職業柄という、以前のそこから経験したことの考え方の中で述べていただいたというふうに思っています。専門的なことになっていますので、私の口からはいろんなことは言えません。そこでですね、担当課からお話ししていただきますけれども、要はこの仕事にかかるときには、ちょうどそういった物価、いろんな高騰というふうなことはもう兆しがあって、その渦中にいたわけでありました。その中で、議員の皆様方にも、あるいは村民の皆様方にも、それを説明しながら、若干の上下というふうなことがありますよというふうな中で、説明は再三してきたわけでありまして、それはその中で仕方がないでしょうというふうな了解をいただいてまいりました。ただ、ここに来てですね、想定以上にそういうふうな値上がり、あるいは高騰というふうなことが続いています。そういったことの中で、事務局といいましょうか、担当課として総務課が今、庁舎建設に当たっているわけでありまして、設計業者との打合せ、いろんなことを一生懸命頑張ってくださいしております。ただ、この入札に関わることで、この場ではそれは控えさせていただく。

今、斉藤議員から御質問いただいたことで、答えられることについては担当課長から答えさせますので、了承をお願いしたいというふうに思います。

議長、総務課長をお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 今、御質問いただいたことでございますけども、やはりなかなか非常に厳しい状況であるというところでございます。

あと、私どもも設計さんとの打合せで、何度もそういった話も行っております。それで、設計屋さんが言うことには、私たちの設計は、やっぱりそれを見通して設計を組んでいると。この設計であれば、この金額で大体間に合うはずだというところで設計していただいておりますというのが、向こうの設計業者との打合せでの回答でございました。

それですね、あと物価スライド、その辺についてもまだはっきり決定はしていませんが、スライド、その物価スライドしているのは大体国のほうの中央部分のほうがそういうふうなことで行われているというようなお話もございまして、ちょっと検討はさせていただきたいと思っています。

もし、またどうしても不測の事態というのがあるやもしれませんので、もし今設計している段階以外のものについては、もしや補正予算ということをお願いすることになるかもしれませんけれども、できるだけそのようなことはないようにということで、今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） どうもありがとうございます。

やはり今までのちょっと経験上ですけれども、設計屋さんは意外に行政側のほうのあれに沿ったような形で多少のあれがある傾向が、今、時代背景も関係ある、昔からそういう傾向にあるんですよ、やっぱり。だから、ぜひやっぱり注視しながら、入札に挑んでいただきたいなど。やはりカルデラ館とか、いでゆ館のときも、その当時からやっぱりそんな感じでしたので、やっぱりその辺を加味してやはり臨んでいただきたいなど。そして、不調になって新聞に出てくるようなことがないように、やはりあちこちでやっぱり私も今広域行っていますけれども、やはりいろいろ随契だったり、やはり単価にやっぱり問題があるなど。それで、この前、ある小學校で開校を1年遅らせるとか、そういうのはやはり金の問題だろうなということでもありますので、やはりそれと工期の問題もいろいろあると思いますけれども、そういうところ加味して、

やはり実際注視しながらやっていただきたいなと思いますし、後でほら予算は認めないよとかって言いたくもないですし、やはりその辺も加味してやっていただきたいなと思います。

あと、その質問はこれで終わります。

あと、働き方改革の件に関してですけれども、やはり設計屋さんといろいろ協議しながらということであったものですから、その辺のことの工期のことに関しても、例えば、村民の方たちもやはり令和9年度3月には大体私たちも任期の終わる頃の直前ですけれども、その辺あたりにやっぱりなるんだろうなということで、今日の新聞だって、もう6月着工ということで、7月ですか、とにかく出ていたわけです。だから、そういうスパンは変えられないと思いますので、だから、そういうこともやはり設計屋と打合せしている段階で、そういうことがあったら、やはり村長が前にいろいろこの事業始める前に、前の村長もいるときに、その席でもう漏れなくやっぱり報告するという、やはり私はやっぱり飯舘村方式じゃないけれども、少しまでいな説明をしていただきたいなと思いますので、その辺、課長たちのほうもよろしく願いたいと思います。

あと、新庁舎建設事業の総事業費ですけれども、予算のことでちょっとお聞きしますけれども、当時の副村長が3億円ぐらい、中央公民館として補助金がもらえると。それが今回の事業費の中のどこの部分に入っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 今回、補助金という形での御質問でございますけれども、中央公民館での補助金がですね、ちょっと私のほうでもちょっと把握しておりませんで、大変申し訳ないんですけれども、ただ、もしかすると交付税という形で、元利償還金に7割ほど算入されますので、その金額の総額がですね、ちょっと待ってくださいね。交付税参入、今多分、今、今年の今お示しさせていただいた計画で5億9,700万円ぐらいが入る予定ですので、当時の金額からいえば3億円ぐらいになるのかなというふうに、ちょっとお話をお聞きして考えたところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） その辺分かりました。

今回、事業費の中で公共施設等用の基金ありますよね。それが、令和5年末残高で18億1,800万円ほどあります。それを今回どれだけ取り崩して全部使うの、今回の繰入金算入がありますよね、8億4,000幾ら、新年度予算のほうに反映されておりますけれども、その辺のこ

とは全部そちらのほうに向けて使うのかというわけではないと思いますけれども、やはりその辺のことを今現在で分かる範囲で結構ですけれども、基金の残高が幾らになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 令和6年度末現在で、18億1,858万2,000円となっております。今6年度末ですね、6年度末で18億1,800万円ぐらいありますので、そちらのほうについては、今現在の計画で大体17億7,000万円ほどは使わなきゃいけないのかなというふうなところを考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） そうすると、ほぼ公共施設等整備基金の振興基金はほとんど今回の庁舎のほうに使うということなわけですね。分かりました。

あと、やはりいろいろそれによってほかの庁舎とか、いろんな施設がありますので、そちらのほうには向けることはできないと思いますけれども、でも、財政調整基金とか、いろいろ取崩しも結構ありますので、やはりその辺やっぱり注視していかなければならないんじゃないかなという、私ちょっと決算処理でそう思いましたので、その辺はやっぱり気をつけていただきたいと思います。

ましてや、今回造成のほうにほら、確かに安くは買いましたけれども、何だかんだ言って、もう2億円近く入札を執行されています。それで、今回国交省からただで頂いているとはいえ、やはり今回の土量とか、いろいろ運搬費とか全部入れますと、1億円ぐらいいっているわけです。だから、そのぐらいのやっぱり事業費がいつているなというふうになりますので、やはりその辺もやはりいろいろこれから基金もなくなってきますから、その辺のことをちょっと注視は、注視も私たちもしていきたいなと思っておりますので、そちらのほうでもぜひきちっとしていただきたいなと思います。

あと、もう1点ですけれども、やはり今回事業費のことについて伺ったということは、やはり村民の方たちもやはり何ぼ事業費があって、何ぼ経費がかかって、何ぼトータル的にできるんだと。やっぱり貸借対照表じゃないですけれども、バランスシートで分かるような感じでリアルタイムにそういう形で報告いただけるような体制があればもう少し、最終的にはほら今回答弁いただいた中には28億円ということになっていきますけれども、だから、そういう形で、もっと分かりやすいような形で示していただけるようなことはできませんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斉藤議員からおっしゃった、分かりやすい形でというのは、このとおり変動がございます。で、決まらない中でですね、またあやふやな格好で違うものを出したのかというふうなことで、あらぬ誤解を招く必要があります。そういうことですね、ある程度それが固まったら、しっかりと村民に広報なり、いろんな方法を使って周知をしたいというふうに思っております。

それからですね、先ほど斉藤議員の中で運搬費というふうなことありました、土砂。あれも全て皆、国交省です。（「それは分かっています」の声あり）今、運搬費も入れてというふうなことであったものですから、発言の中で。（「いや、それは運搬費も含むと大体それぐらいになるよということですね。事業費に入っているということではないです」の声あり）はい。全てその土砂も含めてですね、協力をしていただきました。そのことについては、かねてからもう2代ぐらい、3代ぐらいですかね、所長さんをお願いをしてつないでいた、その効果が出てきたのかなというふうに思っています。それも、一タ一朝でできるものではなくてですね、いろんな信頼関係があつてこそ、そういった形でいただけるというふうなものであるということですね。そこも御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、村民について、あるいは議員の皆さんについてのいろんな情報開示については、決して村当局としては伏せておくとか、そういったことはございません。確定すれば、いつでも出すというふうな気持ちでございますので、そのところもひとつ御理解をいただきたいと思います。決して、秘密にしているものではないということでもあります。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 私はこの土地の問題ちょっと、それと土量の問題とか、造成にそれだけかかっているのは、何でこんなにかかっているのかなということで、やはり最初に、今、始まったからこんなこと言っているのもおかしいかもしれないけれども、やはりあの選定の場所がどうであったんだろうということも一つ問題があると思います。3億円もかかるような、やはり国交省からただでもらっているとはいえ、やはり1億円ぐらいかかるわけです。だから、そういうこともあつて今進んでいます。それで、私ちょっと申し上げたわけであつて、そういうことの質問だったと理解していただきたいと思います。

あと、この質問は、庁舎に関してはこれで終わります。

あと、農業機械の補助にドローンということですが、やっぱり今、村長からいろいろ答弁いただきましたけれども、やはり県のほうの補助金とか、そういうものを頂いて、それ

で実施している場所があると言いましたけれども、実際どの地区で、どれだけの件数の人間が頂いたのか、ちょっと返答いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 概略で申し上げます。詳しいことは、振興課長のほうから言っていただきます。

大蔵村での実績6件、ドローンございます。入れています。入れ方については、それぞれ違うものがあるようでありますので、そのことについてですね、担当課長から、若槻課長のほうから説明をいただきたいというふうに、答弁お願いいたします。

議長、お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） これまでの実績でございますが、再生協事業ということで、ドローンを5件入れた実績がございます。あと、令和6年度に関してですが、山形県の元気な地域農業担い手育成支援事業において、村内の法人、1法人がドローンを導入したという実績がございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） どうもありがとうございます。

やはりこれから、ますますドローンが必要となる感じとなってきます。やはり担い手というか、作成する人間がもう限られてきています。だから、そういう現状の中で集約もされて、ぜひまた、いろいろまた国の中でも補助が明確になっているようなものではありませんけれども、初めのやはり入り口として私ちょっと質問したわけであって、やはりそれがだんだん普及していけば、農業の従事者が少し楽になるんじゃないかなということもあって質問したわけであって、そして、あと今度、免許は今村のほうでも補助は出しております。でも、来年度からは国家資格となるそうです。やはり、国家資格となれば、やはりその辺の補助金のほうもやはり上げてもらえるかどうか分からないですけれども、少しその辺に関して、やはりちょうど今、私知っている人が取りに行っていますけれども、来年からは国家資格だよと。そうすれば、ある程度またまとまった金が必要な段階に入ってきているんじゃないかなということもありますので、その辺もやはり状況を見ながら、やっぱり村の執行部としてもその辺を重視してもらって、そういうふうにも条例を変えたよというぐらいのことをひとつできないかなと思って、ちょっとその辺のことをちょっと答弁いただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斉藤議員御存じのとおり、資格取得については就業を目的にしたものがあります。そういったことで、技術を身につけるということですので、簡単に言えば運転免許証、普通車は駄目ですけども、大型車、特殊二種、そういったものも含めて対応しているのかなど。そのほかにも、今のコンピューター関係とか、そういったものも全て職業について何十種として該当するようであります。ですから、できるだけ多くの方々にそういった補助を活用していただき、就職あるいは自分の職業について、そういった何ですか、利用していただくために設けている事業でございます。10万円というのは、非常に大きい金だというふうに思っています。今後について、いろんな今のお話を含めて検討することはやぶさかではございませんけれども、仕事に就いて段階的に免許証についてするのがいいのか、あるいは一定の決められた金額でいいのか、その辺も確認して、できるだけ不公平感のない補助事業に整備をしていければというふうに考えてございます。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 村長ありがとうございます。

補助金は10万円もらっている方からも、やはり結構助かっていますよということですので、これはまるきりこれからの課題として、入り口問題として、やっぱりそういうことを今後あれば、やはりいろんなことに担い手につながると思いますので、やっぱり男だけじゃなくて、女性の方もそういう形で参入できるような形になるんじゃないかと思いますので、ぜひこの辺のことを加味しながら検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 以上で一般質問を終わります。

日程第2 議第1号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計
補正予算（第9号）

○議長（海藤邦夫君） 議第1号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、引き続き提案理由を申し上げます。

議第1号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億420万円を追加し、予算の総額を歳入歳出

それぞれ53億4,700万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費補正」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第1号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

令和6年度大蔵村一般会計補正予算書の第9号の補正予算書2ページをお開きください。

専第1号

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,700万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、村長専決する。

令和7年1月17日

それでは、5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名地域活性化支援事業、金額が2,340万7,000円でございます。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名が清水4号井新設事業でございます。金額が3,400万円。
11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業1億3,432万2,000円です。

2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業2億7,650万円です。

合計で、4億6,822万9,000円となります。

それでは、6ページをお開きください。

第3表 地方債補正です。

変更でございます。

起債の目的が災害復旧事業債、補正前の限度額1億5,390万円、補正後の限度額1億9,370万円。合計が、補正前の限度額5億1,190万円、補正後の限度額5億5,170万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はありません。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金1項分担金2目災害復旧費分担金372万5,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金810万円。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3,106万6,000円。

2目民生費国庫補助金58万2,000円。

3目衛生費国庫補助金131万4,000円。

15款県支出金2項県補助金9目災害復旧費県補助金1,232万5,000円。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金3,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金596万1,000円です。

20款諸収入4項5目雑入132万4,000円。

21款1項村債、次のページをお開きください、9目災害復旧債3,980万円。

次のページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 8 目地域振興費2,340万7,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費868万3,000円。

2 項児童福祉費 3 目児童措置費58万2,000円。

次のページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費158万1,000円。 3 目母子保健事業費、こちらについては財源内訳の変更でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目畜産費3,000円。

2 項林業費 1 目林業総務費 4 万9,000円。

8 款土木費 1 項道路橋梁費 2 目道路維持費227万5,000円。

次のページをお開きください。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目耕地災害復旧費5,262万円。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費1,500万円。

以上、御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2 番（伊藤貴之君） 19ページをお開きください。

これで農業用設備災害復旧工事でありますけれども、どの場所なのかな、どんな感じの事業なのかなとまず1つを聞きたいんですけれども、作付まで何とか間に合わせられないということとで繰越ししてやっていると思うんですけれども、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） それでは、増額の要因についてまずお話いたします。

今回、災害査定を受けまして、全協のほうでも少し触れさせていただいたところなんですが、作の巻地区と中川原地区の揚水場の査定において、本来原形復旧でというお話だったんですが、査定上防水工事も見越した、防水、今後のその防水も見越した工事が認められたということで、こちらで当初1,800万円、作の巻地区において、当初1,800万円の予定が4,500万円の増ということで見込みました。

また、河川協議がちょっと長引いているということもありまして、作付に間に合わない可能性があります。

そんな形で、応急のポンプでの揚水工事、揚水をする作業も今回査定で認められましたので、それが300万円ということになっております。

また、中川原も同様に、本体のほうの工事が1,800万円から4,000万円に増ということで

2,200万円の増、また、こちらも同様に仮ポンプの設置が認められておりますので、300万円の増というふうなことで、今回工事費を増額させていただいております。

あと、非常に今懸念されている上竹野地区の用水路の災害復旧事業でございますが、工事自体を発注して今現在取りかかっているところですが、現場の状況が非常に悪くてですね、掘削を始めたところ、上部からのまた土砂の流入があったというふうなことでございます。本復旧が今の状態では着手できないという状況から、現在、応急仮工事というふうな形に切り替えて、現場を進めているところでございます。何とか仮工事を行って、水路をつないで、春の作付まで間に合わせたいというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 大変な工事になったみたいで、本当に役場の担当課のほうも大変だと思いますけれども、作付に間に合わせるように本当によろしくお願ひしたいと思います。本当に御苦労さまです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 今の伊藤議員の質問に関連して、課長が答えた件で上竹野水路の件ですけれども、やっぱりあそこを何とかして、今一生懸命復旧やってくれているところなんだけれども、あそこはやっぱり4月に入るともう何ていうの、苗づくり始まるんだよね。そうするとやっぱり相当な水が要るわけです。あそこ田んぼの面積だけでも、20町歩分ぐらいあるよね。あと、ハウスの棟数が70ぐらいになるか、60、70棟ぐらいあるもんね。やっぱり相当の水使う。去年みたいにタンクローリーなんて、とんでもないですからね。だからお願ひしたいのは、なるだけその苗づくりまでに間に合わせるようにお願ひしたいと。ちょこちょこ課長からのいろんな情報聞いているんですけども、ぜひお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今、業者のほうと打合せをしながら、4月15日をめどに通水できるようなスケジュールで工事に当たっているという状況です。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 今のちょっと関連でですけども、以前にもちょっと質問いたしましたけれども、作の巻の件です。やはりこれ施設も大分充実されるようになったみたいですけど

も、補助整備関連の賦課金に前反映されるか、反映されないかということでもちょっとお聞きしたことがあって、それは改良区で聞いてくれということありましたけれども、実際これほど全部整備されるとなれば、その辺のことも反映されてくるんじゃないかなと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今回、この今予算上、補助率については、通常補助率の65%を見越して、予算を計上させていただいております。今後ですね、正式な補助率の通知が3月14日以降にあるというふうなことの情報を得ております。その中で、農業施設災害については、国庫補助が99.7%というふうな状況になるというふうな予想を立てておりますので、工事費としての地元負担というのはかなり低く抑えられるというふうに考えております。その地元負担について賦課金を充当するのかどうかというふうなことについては、改良区のほうの判断ということになると思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3 議第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

この議案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律68号）の施行に伴い、懲

役及び禁固が廃止され、拘禁刑に単一化されることから関係条例の一部を改正する必要があるため設定するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） では、議第２号でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

この条例につきましては、第１条の大蔵村一般職の職員の給与に関する条例、第２条にあります大蔵村技能労務職職員の給与の種類及び基準に関する条例、第３条の大蔵村消防団条例の３つの条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

なお、附則につきましても説明済みでございますので、割愛させていただきたいと思います。

最後のページをお開きください。

令和７年３月１１日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議第３号 肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第４、議第３号肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例の設定に

ついてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第3号肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例の設定について。

この議案は、肘折いでゆ館を村直営で管理運営することを可能とするため、条例の全部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議第3号肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例の設定について。

肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例。

肘折いでゆ館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第23号）の全部を改正する。

改正内容の詳細につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

ページをおめくりください。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行期日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第4号 カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第4号カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第4号カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例の設定について。

この議案は、カルデラ温泉館を村直営で管理運営することを可能とするため、条例の全部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議第4号カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例の設定について。

カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例。

カルデラ温泉館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第24号）の全部を改正する。

改正内容の詳細につきましては、過日、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

ページをおめくりください。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第5号大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第5号大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新役場庁舎建設に伴い、大蔵村役場の位置を改めるため改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より提案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第5号でございます。大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村役場の位置を定める条例（昭和37年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中、大蔵村大字清水2528番地を、大蔵村大字合海1425番地に改める。

附則

この条例は規則で定める日から施行する。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は地方自治法第4条第3項の規定により、地方公共団体がその事務所の位置を定める条例を制定しようとするときは、出席議員の3分の2以上の同意が必要なため、起立によって行います。

本案について賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海藤邦夫君） 全員の起立がありましたので、よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第7 議第6号 大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第6号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、令和6年人事院勧告に伴う給与法等改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第6号大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、全員協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

また、次のページの附則につきましても説明済みでございますので、割愛させていただきますと思います。

次の次のページをお開きください。

下段のほうになりますが、令和7年3月11日提出。

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第7号 大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第7号大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第7号大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本村特別職の旅費等に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいます

ようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第7号大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和46年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきますと思います。

それでは、附則になります。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第8号 大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第8号大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第8号大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本村職員の旅費等に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第8号大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

これにつきましても、改正内容につきましては、過日、全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

次の次のページをお開きください。

附則になります。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 先日、割愛の資料を頂きましたけれども、それで村長、議長は1万9,000円でマックスになっていますよね。それで、例えば一般職とか、管理職の方が、例えばその方たちと同行した場合ですけれども、例えば、村長だけ別のホテル泊まって、あとその職

員は安いから、何かこっちに泊まるとかって、だから前回安彦副村長がいたときに、東京の大蔵会行ったときに、俺たちは帰るとかってよ、正寿君と2人帰っていったわけです。だから、やっぱりこういう不都合がここで生じていると思うんですよ、やっぱり。村長たちはマックスでもらっているから、議長たちもいいかと思うんだけど、これは職員の人たちは一般職で4,000円も違うわけだ。やっぱり同行した場合には、やっぱり村長に一樣に準ずるとかってしてあげないと、ちょっとひどいなと。私たち昔いる会社では、役員たちと同行する場合は、役員に準ずるとかということはあったものですから、村長その辺、少しこの割愛の資料をもらって、それなりのものかかっていけませんので、そういうものを補足すべきではないかなと思って今質問したわけでございますので、ひとつそういう形で入れていただきたいと思います。村長たちもらっていて心配ないと思いますけれども、一応。必ず誰か彼かついてくるんですから、だから、そういうことをひとつ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 理論上はそうかもしれませんが、一般的にそういうふうに区分けになっているというふうに私は承知しております。その辺の詳しいところはですね、担当の総務課長からちょっと何というんでしょうか、近隣市町村もちろんこれ全部同じです。そういうことで今回改正になったわけですので、その辺も含めて説明をしていただければというふうに思っております。

総務課長、お願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、大変ありがたい御意見であるというふうに思っております。

一応、現在の条例につきましても、村長が認める場合には例外規定というものにはありますけれども、あまり適用させていないという状況でございます。

今回、改めて改正になった理由というのが、なかなか料金、宿泊料金の高額というものもございまして、このような形で変えさせていただくということでございますので、その辺、今、御意見いただいたことを考慮に入れまして、規定のほうを考えていきたいと思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） そのほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第9号 大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第10、議第9号大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第9号大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、令和6年人事院勧告に伴う給与法等改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第9号でございます。大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきますと思います。

附則につきましても説明済みでございますので、割愛させていただきますと思います。

次のページをお開きください。

中段になりますが、令和7年3月11日提出。

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議第 10 号 大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第11、議第10号大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新中央公民館建設に伴い、大蔵村中央公民館の位置を改めるため、改正するものです。

詳しい内容につきましては、教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長より議案の詳細説明を求めます。羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議第10号大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例。

大蔵村公民館設置及び管理条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、大蔵村大字清水2620番地を、大蔵村大字合海1425番地に改める。

附則

この条例は規則で定める日から施行する。

令和7年3月11日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議第 11 号 大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第12、議第11号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第11号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、人事院規則及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第11号大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

こちらにつきましても、改正内容は過日、全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきますと思います。

次のページをお開きください。

附則になります。

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第12号 大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第13、議第12号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第12号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国土交通省の道路占用料の改定に伴い、村の道路占用料を改定するものであります。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第12号大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

大蔵村道路占用料徴収条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容の詳細につきましては、過日、全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

附則

この条例は令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 道路、普通道路というのはどこを指すんですか。例えば、のり面とか、のり面の頂上から30センチメートルとか、側溝入っているところから幾らとかって、その道路というのはどの辺まで道路なんですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） その道路の形状によって違いますが、のり面の上部の部分が道路敷地であれば、その部分になりますし、側溝までが道路敷地となっていれば側溝までというふうな区分になります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） じゃ、道路修正する場合は、例えば3メートルの道路だとしても、のり面が高けりゃ、上があれば大体6メートル、7メートルになりますね、角度の関係で。そののり面の分は道路用地ではないんですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 先ほども申し上げましたが、のり面の部分も上部のほうは道路敷地になっていれば、それも道路敷というような形で道路占用料を頂くことになっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） そののり面に例えば、看板とかした場合は、道路敷地に看板立てたというふうになるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） おっしゃるとおりでございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議第 13 号 大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（海藤邦夫君） 日程第14、議第13号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第13号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国土交通省の道路占用料の改定に伴い、村の法定外公共物占用料も改定するものであります。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第13号大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

大蔵村法定外公共物管理条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正内容の詳細につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

附則

この条例は令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第14号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第15、議第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、令和6年人事院勧告に伴う給与法等改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第14号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

附則になります。

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第15号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第16、議第15号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、新たに整備する施設を追加し、計画内容の一部を変更したいので提案するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第15号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共施設

の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

変更内容につきましては、過日、全員協議会で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第17、議第16号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、固定資産評価審査委員の伊藤美恵子氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き、大蔵村大字清水2883番地伊藤美恵子氏を固定資産評価審査委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 18 議第 17 号 令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第18、議第17号令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に 1 億2,360万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,060万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正に、繰越明許費につきましては第 2 表繰越明許費補正に、地方債につきましては第 3 表地方債補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、補正予算書の 2 ページを御覧ください。

議第17号令和 6 年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

令和 6 年度大蔵村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億2,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,060万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は第 2 表繰越明許費補正による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は第 3 表地方債補正による。

それでは、6 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費補正になります。追加でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名新庁舎用地造成事業、金額は8,599万5,000円です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、事業名が健康管理システム改修事業158万1,000円です。

6 款農林水産業費 1 項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業1,980万円。続いて、農業基盤整備促進事業430万円。続いて、滝ノ沢揚水機整備事業280万円。

7 款商工費 1 項商工費、事業名が商品券発行事業520万円。

合計で 1 億1,967万6,000円となります。

隣のページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1 追加でございます。起債の目的、公共事業等債。限度額が6,610万円。記載の方法が普通貸借、または証券発行。利率は借入れ先との協定によります。償還の方法は借入れ先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借換えすることができる。

2 変更。記載の目的、緊急自然災害防止対策事業債、補正前の限度額 1 億2,500万円、補正後の限度額 1 億710万円。辺地対策事業債4,790万円、補正後の限度額4,430万円。過疎対策事業債、補正前の限度額 1 億8,110万円、補正後の限度額 1 億7,700万円。合計で1,000万円の限度額が 5 億5,170万円、補正後の限度額 5 億2,610万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続いて、12ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款村税 1 項村民税 1 目個人200万円、2 目法人21万5,000円の減。

2 項 1 目固定資産税200万円。

3 項軽自動車税 1 目環境性能割 7 万2,000円の減。

5 項 1 目入湯税105万8,000円の減。

10款 1 項 1 目地方交付税5,398万7,000円。

12款分担金及び負担金 2 項負担金 3 目農林水産業費負担金 1 万8,000円。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 4 目消防費国庫負担金196万4,000円。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金35万円の減。2 目民生費国庫補助金40万円6,000円。

4 目土木費国庫補助金288万8,000円の減。5 目教育費国庫補助金260万円の減。

3 項委託金 2 目民生費委託金4,000円の減。

次のページをお開きください。

15款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金 2 万4,000円の減。2 目民生費県補助金110万

9,000円の減。4目農林水産業費県補助金992万5,000円の減。5目商工費県補助金367万3,000円。6目土木費県補助金91万3,000円の減。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1,000円。

17款1項寄附金1目一般寄附金1,000万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2,500万円。4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金1,000万円。

次のページをお開きください。

5目公共施設等整備振興基金繰入金810万5,000円の減。

20款諸収入4項5目雑入100万9,000円。

21款1項村債3目農林水産業債6,640万円。5目土木債2,560万円の減。

次のページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費100万円。2目文書広報費20万円。3目財政管理費989万円。5目財産管理費245万円。6目企画費645万円。8目地域振興費5万2,000円の減。11目情報通信基盤施設管理事業費、こちらについては財源内訳の変更でございます。12目諸費3万3,000円。13目庁舎建設費810万5,000円の減。

2項徴税費、次のページをお開きください、1目税務総務費130万円。

3項1目戸籍住民基本台帳費151万7,000円。

5項2目統計調査費6万円。

○健康福祉課長（長南正寿君） 3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費34万4,000円の減。3目老人福祉費96万1,000円。5目国民健康保険費56万1,000円の減。

次のページをお開きください。

6目福祉医療費307万円の減。7目後期高齢者医療費14万円。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費15万6,000円の減。3目児童措置費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費946万2,000円。4目予防費542万8,000円の減。

次のページをお開きください。

3項1目簡易水道費50万円。

○産業振興課長（若槻 寛君） 6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1万5,000円。

2目農業総務費157万円の減。3目農業振興費1,231万5,000円の減。4目水田農業経営確立対

策事業費、こちらは財源内訳の変更となります。5目畜産費3万2,000円の減。6目農地費7,077万4,000円。

次のページをお開きください。

2項林業費1目林業総務費61万円。

3項水産業費1目水産業振興費5万8,000円の減。

7款1項商工費1目商工総務費270万8,000円の減。2目商工振興費520万円。3目観光費42万4,000円の減。次のページをお開きください。4目スキー場管理費50万円。

2項1目地域活性化促進費117万2,000円の減。

○地域整備課長（早坂健司君） 8款土木費1項土木管理費1目土木総務費156万2,000円の減。

2項道路橋りょう費2目道路維持費8,783万9,000円。次のページをお願いします。3目道路新設改良費606万6,000円の減。

3項河川費1目河川総務費1,797万9,000円の減。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費15万円。

6項住宅費1目住宅管理費118万5,000円の減。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 9款1項消防費、次のページをお開きください。4目危機管理費10万6,000円。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費1項教育総務費2目事務局費80万6,000円。3目スクールバス運行管理費45万円。

2項小学校費1目学校管理費26万2,000円。

11款災害復旧費、次のページをお開きください。2項1目公共土木施設災害復旧費1,328万3,000円の減。

それでは、2ページのほうにお戻りください。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 13ページをお開きください。

中ほどの入湯税についてですけれども、100万円近くの減ということで、大体何人ぐらいの減少で補正したのかなと思ったのと、あとは何が影響して、こうやって当初の見込みより少なくなったかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 令和5年度の実績で予算を立てているんですけれども、令和6年度は、現在のところは令和5年度の90%で推移しております。その分、減額をさせていただきました。

要因ということで、税サイドでどこまで把握できるかというところもあるんですが、お聞きしているところでは、やっぱり人手不足だということでは聞いております。あと、次の後継者がいないという理由で1軒、旅館業を廃業しているという旅館がございました。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 27ページの商工振興費の中の商品券の発行ですけれども、プレミアム商品券だと思うんですが、これ来年度に繰越明許をしているわけですから、520万円ということで。年度末につくって来年度に繰り越してしまうと、恐らく県のほうの367万3,000円とか、15ページのこの関係だと思うんですが、なぜ新年度じゃなくて、こういう形で予算を組むのでしょうか。年度末になって予算を組んで、来年度に繰越しするようなやり方で発行するのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 県の財源を確保してのこの事業ということになりますので、県からの補助金の当該年度が令和6年度ということで、そこで歳入を確定して、それに財源をつけて繰り越すというふうなやり方をしているということで、理由としてはそういう理由となります。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） いや、中身的にはいいんですけれども、あと村に責任があるとは思わないんですが、県のほうも物価高騰ということで、恐らく15ページの367万3,000円とかということで、地域経済の物価対策でつけたからこういうふうな形になると思うんですけれども、何かもう少し、年度末につけて翌年に繰り越してというやり方で、今までもやってきたのかもしれませんが、緊急だからということなんでしょうかね。

本来であれば、もっと当初予算でちゃんと準備しておくべきではないのかなというふうに思ったものですから、こういうふうにおかしくはないですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 村としては計画的に当初予算で対処するという方向性はもっと

もだと思いますが、やっぱりこちらの単独事業でなくて、県の財源を活用して実施する事業でありますので、そういった形で年度区分というのは仕方ないのかなというふうに考えています。

（「ちょっと別に」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 27ページの林業のほうですが、森林環境譲与税基金積立金とありますが、今度どんどん積立金が詰まっていくような感じになると思うんですが、今後これをどういうふうに使っていく予定なんでしょうか。積み立てた後、どうやって使うか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちら文字どおり森林の整備等に充当されるものというふうなことになりますけれども、基本的には、現在実行中の森林経営管理制度に係る業務にこれまで充当してきたということでございます。今後、庁舎建築における木材化の部分に充当していきたいということで、ある程度、当該年度中に充当できる事業については充当し、こちらの積立金についてはそちらのほうで将来的に活用していきたいと思っております。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 確認なんですけれども、そういった使い方もあると思うんですが、今、鳥獣被害だとかが多く出ている中で、こういった基金というか、森林環境譲与税の基金などはそういった鳥獣対策で使えるのでしょうか。仮に積んでおいて、後でそういったもので対策に使える予算として執行できるのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 鳥獣被害対策のこういった部分に充当できるかというのは、ちょっと今把握できていない状況でございます。ただ、間伐等によって、緩衝地帯をつくることによって、鳥獣被害を防ぐというふうな事業には充当できるというふうなことでございます。ただ、そちらの猟友会の運営事業ですとか、その狩猟関係に充当できるかというのは、ちょっと調査しておりません。申し訳ありません。（「後からというか、いいです」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 19ページのこの委託料の新庁舎に対してですけれども、2件の地質調査の委託料の件と、あと新庁舎建設支援委託料の減の理由と、あと下のついでですから、同じですから、補償費のちょっと内容の減を教えてくださいたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては用地の地質調査業務委託のほうが終わった、

終了しているというところでございます。あと、その精算による減です。

建設支援業務委託のほうについては、今年度、特に執行しないための減です。疑問点のほうについては、建設支援センターのほうからですね、現場等によって紹介を受けて、回答、向こうの方向に行っていてかけているというような状況で対応しております。委託料のほうは、今回発生しなかったということでございます。

補償費のほうについても、一応用意しておいたんですけども、今回については使用していない、執行していないというような状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 支援業務委託料のほうですけども、これは県の技術センターのほうの支援は受けていなかったということで、今現在も受けていないということですね。

あと、地質調査のほうですけども、終わったというだけで、予定箇所がなかったとか、そういうことではなくて、ただ終わったということはどういう意味なんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 地質調査のほうは業務の委託をしまして、それで結果として5か所のほうのボーリング調査を行って、それが完了したというところでございます。

あと、先ほどの支援センターのほうにつきましては、それは今回委託料が発生していないだけであって、一応の支援、今までもお付き合いありましたので、そちらのほうでこちらの疑問点等を持ったときには、電話連絡、照会なりで対応していただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） そうすると、支援のほうはいただかなかったということは、設計管理のほうは一切協力も支援していなかったということですから、設計管理のほうは一切関係なかったわけですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井課長。

○総務課長（田部井英俊君） 実施設計のほうは、本間設計さんのほうでしていただいたということでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8 番（斉藤光雄君） 補償費ですけれども、この場所どこだったのか、ちょっと。立ち木だと思えますけれども、その辺の場所、100万円の減の理由等をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 田部井課長。

○総務課長（田部井英俊君） 補償費のほう確かに立ち木補償の伐採等も、一応そういったこともあるのではないかとというところで予算を計上させていただいたところでございますけれども、全協のときにもお話ししたとおり、皆川さんのほうから御厚意をいただいて、来年度伐採のほうの当初予算に計上させていただいているというような状況で、今回は補償費のほうは執行しなかったということでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8 番（斉藤光雄君） 今回減額して新年度予算で、そして、あそこを全部切るということでよろしいでしょうか。あのお稲荷さんのところの。

○議長（海藤邦夫君） 田部井課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、今のところ全部伐採する計画でございます。大体面積については2反3畝ぐらいの面積ということになります。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8 番（斉藤光雄君） あれ全部切っていただかないと、やっぱり皆川さんせっかくそうやって切ったほうがいいんじゃないかと言って、ちょうどこれから今度あそこ駐車場にひどいような状況で、杉の葉が。今ここだってそうですけれども、たった1本や2本であれだけのものがあるわけです。それで、もしあれでしたら切っていただかないと、村の職員としても管理するのが物すごくこれから大変な事態が起きてくると思うんですよ。だから、皆川さんがそうやってせっかく言ってもらったんだったら、やっぱり今の時期にやっぱり処分しておくべきではないかなと思いました。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4 番（佐藤 勝君） 31ページの14節の工事請負費なんですけれども、それは白須賀急傾斜地崩壊対策工事、これ最初の補正ならば5,100万円だったんですけれども、大体1,800万円ぐらいの減額になっていますけれども、この要因は何ですか。

○議長（海藤邦夫君） ページ数、もう1回。ページ数。

○4 番（佐藤 勝君） ページ、31ページ。

○議長（海藤邦夫君） 31ページ。早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 白須賀地区の急傾斜地崩壊対策工事の減の原因ですが、設計金額に対しての請負比率が低かったというふうなもので、そのような形の減額というふうになっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） この減額した数字で、工事は終わるということですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらのほうはもう既に工事完成しております。（「分かりました、いいです」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 25ページをお開きください。この農業振興費、真ん中、中段よりちょっと下ですけれども、農業振興費で1,200万円ぐらいの減額になっていますけれども、一番大きいのが750万円経営発展支援事業費補助金でありますけれども、これの内容の減額の理由と誰も使わなかったということになると思うんですけれども、その辺の要因等教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらの事業につきましては、新規就農者の機器導入等に係る経費を支援するものでございます。令和6年度につきましては、申請しましたが不採択となっておりまして、事業実施できないという状況でございました。こちらの事業につきましては、令和7年度についても再度申請して取り組んでいきたいというふうなことで、農業者の方と打合せしている状況でございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 23ページの12の委託料ですけれども、定期予防接種委託料542万8,000円の減となっていますけれども、これ減の理由として、接種者が少なかったか何か、そういう理由でもあるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） こちらにつきましては、おおむねコロナ接種の減でございます。接種できる方が880人いたんですけれども、実際受けた方は420人ということで、大体47%、2

人に1人ぐらいしか受けなかった。要因につきましては、昨年の暮れあたりはコロナよりもインフルエンザが結構蔓延してしまっていて、多分コロナが蔓延すれば受ける方多かったのかなというふうに思っておりますけれども、その辺が一番の要因かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 斉藤議員。

○8番（斉藤光雄君） 私も65歳なので対象になってしまっていて、それでインフルエンザの、コロナのは受けませんでした。そういうのが400人ぐらいだということで、減の理由ですね。分かりました。

○議長（海藤邦夫君） 長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） そのとおりでございます。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は14時10分とします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

ここで、加藤村長より議第16号について訂正があります。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号であります。固定資産の評価審査委員の名前ではなくてですね、住所の地番を別の地番言ってしまいました。訂正いたします。皆様方の配られている議案書、これで正解なんです。私がですね、大蔵村大字清水2883番地と読んでしまったんですね。それが、2514番地で正解です。皆様方の資料は間違いございませんのでということで、訂正をさせていただきます。今後気をつけますので、お許してください。

日程第19 議第18号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第19、議第18号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から91万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,367万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） それでは、予算書の38ページをお開きください。

議第18号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,367万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

44ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税42万7,000円の減。

5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金5,000円。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金56万6,000円の減。

8款諸収入3項6目雑入7万円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、こちらは財源内訳の変更です。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金50万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分27万3,000 円の減。2 項後期高齢者支援金等分。次のページをお開きください。1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 4 万円の減。

6 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費 8 万円。2 項保健事業費 1 目保健衛生普及費 1 万円。

7 款 1 項基金積立金 1 目国民健康保険基金積立金5,000円。

次のページをお開きください。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目一般被保険者保険税還付金20万円の減。

38ページにお戻りください。

令和 7 年 3 月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。早坂議員。

○1 番（早坂民奈君） ページ47の出産育児諸費の中で、本当に聞きにくいと言っちゃあれなんです、これ国保の中での出産育児金で減になっていますけれども、今年度の出産のした方、何名いらっしゃいますか。

○議長（海藤邦夫君） 中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 国民健康保険含め、今のところ4名と聞いております。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 議第 1 9 号 令和 6 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第20、議第19号令和 6 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算

(第5号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第19号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算(第5号)。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から615万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,350万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(海藤邦夫君) 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長(小野秀司君) 補正予算書の54ページを御覧ください。

議第19号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算(第5号)。

令和6年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ615万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,350万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

60ページを御覧ください。

2 歳入であります。

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入150万円の減。2目社会保険診療収入220万円の減。3目後期高齢者診療収入145万円の減。4目一部負担金30万円。5目その他の診療収入1,070万円。

2 款使用料及び手数料2項手数料1目文書料25万円の減。

4 款繰入金1項1目一般会計繰入金944万7,000円。

6 款1項諸収入1目雑入20万円。

次のページを御覧ください。

3 歳出であります。

1 款総務費1項施設管理費1目一般管理費615万3,000円の減。

54ページに戻りまして、本文を御覧ください。

令和7年3月11日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 61ページを御覧ください。

歳入で1の1の5のその他の診療収入が1,000万円近く入らなかったというか、減額補正していると。で、その分一般会計からその940万円入れているという形になりますけれども、このその他の診療収入のその減額になったという要因を教えてくださいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） その他診療収入は一般の診察以外のもので、予防接種とか、そういう健康診断のものがあります。先ほど言ったとおり、健康福祉課でのコロナウイルスの接種者数が減額したということと、その他のインフルエンザの部分の接種者の80%ほどの接種率でありました。そのほかの計画していた乳児健診の接種も全て減額して、いろいろその旨を精査した結果、1,070万円の減額になったという内容であります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 今、先ほど話になっていたんですけれども、コロナ接種とそのインフルエンザの接種と同時にできるという、私も分からなかったんですけれども、そういう話聞きましたので、それ広く知らしめて、今、同時接種可能だよとなれば、もう少し伸びたんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかが思いますか。

○議長（海藤邦夫君） 小野事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） コロナ接種とインフルエンザ接種につきましては、同時接種できます。その事業につきましてなんですけれども、接種事業につきましては健康福祉課のほうになるものですから、健康福祉課のほうでその旨の周知となるかなと。診療所に関しましては医療機関なものですから、広域接種の一部として、その接種事業を受けるという立場であります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 同時にできるよと、窓口で一言言うというのも駄目なんですかね。

○議長（海藤邦夫君） 小野事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療所のほうの窓口では、その旨は患者さんに伝えております。

一緒にできますと。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。（「さっきと同じ質問です。また同じです」の声あり）そのほかありませんか。（「もう一つ、1点いいですか」の声あり）伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 次のページの63ページですけれども、この医薬材料費の減額というのは、やっぱりその予防接種の分が少なくなったからという理解でいいんですか。

○議長（海藤邦夫君） 小野事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） そうですね。医薬材料費につきましても、コロナのワクチンの接種料が大きい分が占めていまして、ワクチンが非常に高いワクチンなものですから、その部分の影響が出ております。コロナワクチンだけでの減額で、600万円ほどになります。そのほかにもいろんな諸経費、医薬材料費の内容を精査した結果、520万円減という形で減額させていただきました。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ほか。八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 今の件ですけれども、ワクチンの購入の仕方なんですけれども、その都度買っているのか、それとも、ある程度まとめて買って、在庫というのはいないですか。

○議長（海藤邦夫君） 小野事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 計画した人数分そのまま一気に買うのではなくてですね、大体見越して1か月当たりどのぐらいと買っております。最終的に接種が1月30日で終わるものですから、その分について、その分で在庫残った分につきましては、その医薬メーカーのほうに返して、お金を返金してもらっているという内容であります。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） それで結局返品になるというのと、通常だと手数料とか何か発生しますよね。それってないんですか。丸々購入した価格で、返金になるということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 小野事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 医薬メーカーのほうで、その金額でそのまま返金していただけるという内容になります。（「了解です」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議第 2 0 号 令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第21、議第20号令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第20号令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に764万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億6,662万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の66ページをお願いいたします。

議第20号令和 6 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）。

令和 6 年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億6,662万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

72ページをお開きください。

2 歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金137万5,000円。2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業33万8,000円。3 目地域支援事業交付金、その他の地域支援事業 3 万5,000円。6 目介護保険事業補助金28万8,000円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金148万5,000円。2 目地域支援事業交付金36万5,000円。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金68万8,000円。2 項県補助金 1 目地域支援

事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業16万8,000円。2目地域支援事業交付金、その他の地域支援事業1万8,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金128万4,000円。次のページをお願いいたします。2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金159万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費57万8,000円。3項1目介護認定審査会費12万円。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目地域密着型介護サービス給付費300万円。4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費250万円。

次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業費1項1目介護予防日常生活支援サービス事業費135万円。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費1万円。3目在宅医療介護連携推進事業費7万6,000円。4目生活支援体制整備事業費6,000円。

66ページにお戻りください。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第21号 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第22、議第21号令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第21号令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額に110万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,640万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第21号令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,640万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

88ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料328万4,000円の減。2目普通徴収保険料395万円。

4款1項1目繰越金33万8,000円。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金9万6,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金110万円。

82ページにお戻りください。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 91ページを御覧ください。

この後期高齢者医療広域連合納付金って、補正組まなければならないぐらい高いんですか。

ちょっと、すみません。

○議長（海藤邦夫君） 中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） こちらは主に保険料になります。歳入のほうで保険料の66万6,000円になっているんですけども、トータルでプラスになっておりますので、それも加味して、その分を広域連合に納付するという形になっています。（「分かりました、ありがとうございます」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第22号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第7号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第23、議第22号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第22号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第7号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、他会計からの補助金については第3条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の94ページをお開きください。

議第22号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第7号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明をさせていただきます。
100ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金50万円。

支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 4 目総係費50万円。

94ページにお戻りください。

3条から読み上げさせていただきます。

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中、1億1,192万7,000円を1億1,242万7,000円に改める。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議第23号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第24、議第23号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第23号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第6号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については第3条に、他会計からの補助金については第4条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地

域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の102ページをお開きください。

議第23号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第6号）。

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

109ページをお開きください。

令和6年度実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金15万円。

支出。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 6 目総係費15万円。

102ページにお戻りください。

第3条から読み上げさせていただきます。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条中、720万円を735万円に改める。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中、1億2,839万4,000円を1億2,854万4,000円に改める。

令和7年3月11日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 25 議第 24 号 令和 7 年度大蔵村一般会計予算

日程第 26 議第 25 号 令和 7 年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第 27 議第 26 号 令和 7 年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第 28 議第 27 号 令和 7 年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第 29 議第 28 号 令和 7 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 30 議第 29 号 令和 7 年度大蔵村簡易水道事業会計予算

日程第 31 議第 30 号 令和 7 年度大蔵村下水道事業会計予算

○議長（海藤邦夫君） 次に、令和 7 年度予算関係議案でありますので、日程第25、議第24号から日程第31、議第30号まで、令和 7 年度当初予算関係 7 議案を一括議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第25、議第24号から日程第31、議第30号までの令和 7 年度当初予算関係 7 議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいま議長から説明のあったとおり、新年度予算議第24号から議第30号までを一括提案申し上げます。

議第24号令和 7 年度大蔵村一般会計予算。

この議案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,900万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第 1 表歳入歳出予算に、債務負担行為につきましては第 2 表債務負担行為に、地方債につきましては第 3 表地方債に記載のとおりでございます。また、一時借入金の借入の最高額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨、定めるものでございます。

議第25号令和 7 年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億9,260万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第 1 表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内で流用ができる旨、定めるものでございます。

議第26号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案は、へき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,490万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

議第27号令和7年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,530万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。また、歳出予算の流用につきましては保険給付費について同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第28号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,670万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

議第29号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計予算。

この議案は、簡易水道事業会計の予算を定めるものでございます。

業務の予定料につきましては第2条に、収益的収入及び支出の予定額については第3条に、資本的収入及び支出の予定額については第4条に、企業債につきましては第5条に、一時借入金については第6条に、予定支出の各項の経費の金額の流用については第7条に、議会の議決を経なければ流用できない経費については第8条に、他会計からの補助金については第9条に記載のとおり定めるものでございます。

議第30号令和7年度大蔵村下水道事業会計予算。

この議案は、下水道事業会計の予算を定めるものでございます。

業務の予定料につきましては第2条に、収益的収入及び支出の予定額については第3条に、資本的収入及び支出の予定額については第4条に、企業債につきましては第5条に、一時借入金については第6条に、予定支出の各項の経費の金額の流用については第7条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第8条に、他会計からの補助金については第9条に記載のとおり定めるものでございます。

以上、各会計の令和7年度当初予算につきましてはそれぞれ担当課長に詳細説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第24号から議第30号までの令和7年度当初予算関係7議案については、大蔵村議会会議規則第39条の規定により、議員全員の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第24号から議第30号までの令和7年度当初予算関係7議案については、議員全員10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（海藤邦夫君） 日程第32、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

この諮問は、人権擁護委員の小屋久好氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、大蔵村大字南山454番地4安彦加一氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。

諮問されております安彦加一氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、安彦加一氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

日程第 3 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（海藤邦夫君） 日程第33、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 諮問第 2 号、これも同じ人権擁護委員の推薦でございます。
人権擁護委員候補者の推薦について。

この諮問は、人権擁護委員の長南智美氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、大蔵村大字清水 40 番地矢口 智氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより議会としての意見の取りまとめを行います。

諮問されております矢口 智氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、矢口 智氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

お諮りいたします。

3 月 12 日から議案等調査及び予算審査特別委員会のため、3 月 14 日午後 1 時まで本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、3 月 14 日午後 1 時まで本会議を休会することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会は 3 月 13 日午前 10 時から開会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は 3 月 14 日午後 1 時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 5 5 分 散会

令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）

第 1 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和7年3月14日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	佐藤克也君
デジタル推進室長	
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 信 一 君

議事日程 第3号

令和7年3月14日（金曜日） 午後1時00分 開議

第1 大蔵村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

第2 常任委員会付託案件審議

請願第1号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願

請願第2号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願

第3 予算審査特別委員会付託案件審議

議第24号 令和7年度大蔵村一般会計予算

議第25号 令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第26号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第27号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第28号 令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

議第29号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計予算

議第30号 令和7年度大蔵村下水道事業会計予算

第4 発議第1号 大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（海藤邦夫君） 昨日と本日午前中の予算審査特別委員会、誠に御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 大蔵村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（海藤邦夫君） 日程第 1、大蔵村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員について指名いたします。

伊藤元吉君、後藤俊悦君、加藤重也君、渡部伸也君の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 4 名を選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊藤元吉君、後藤俊悦君、加藤重也君、渡部伸也君の 4 名が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員について指名いたします。

補充員の順位で申し上げます。

第1順位中島千登志君、第2順位角川順一君、第3順位矢口貴之君、第4順位中島 淳君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位中島千登志君、第2順位角川順一君、第3順位矢口貴之君、第4順位中島 淳君の4名が補充員に当選されました。

日程第2 常任委員会付託案件審議

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、常任委員会付託案件の審議に入ります。

請願第1号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。7番佐藤雅之議員。

○総務文教常任委員長（佐藤雅之君） それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

審査した月日 3月12日

事件の番号 請願第1号

請願書 国による学校給食の無償化を求める意見書提出についての請願

請願者 山形市薬師町2-6-15

学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会

代表委員 高木紘一

食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するのではなく、義務教育の段階においては、教科書と同様に無償化することが望まれ、子供の学びと成長する権利を保障することは、国や私たち、社会全体の責任である。子供たちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を行うべきであると

判断し、採択すべきものとする。

審査結果、採択すべき。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり採択とすることに決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

請願第2号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。7番佐藤雅之議員。

○総務文教常任委員長（佐藤雅之君） それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

審査した月日 3月12日

事件の番号 請願第2号

請願書 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現
を求める国への意見書採択を求める請願

請願者 最上郡真室川町大字新町123
新庄最上母親連絡会 伊藤富美江

慎重に審査した結果、さらなる審議が必要との意見が一致し、継続審査と決定いたしました。

審査結果、継続審査。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり継続審査と決定いたしました。

日程第3 予算審査特別委員会付託案件審議

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第24号から議第30号までの予算関係議案7件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。4番佐藤 勝議員。

○予算審査特別委員長（佐藤 勝君） 御報告申し上げます。

去る3月12日の本会議において、予算審査特別委員会へ付託になりました令和7年度当初予算関係7議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第24号令和7年度大蔵村一般会計予算、議第25号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第26号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計予算、議第27号令和7年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第28号令和7年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算、議第29号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計予算、議第30号令和7年度大蔵村下水道事業会計予算、以上7議案を慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第24号から議第30号までの予算関係議案7件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第24号から議第30号までの予算関係議案7件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第1号 大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、発議第1号大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番八鍬信一議員。

○5番（八鍬信一君） 発議第1号大蔵村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものである。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、発議第1号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

会議規則第14条の規定により、総務文教常任委員長から提案理由の説明を求めます。7番佐藤雅之議員。

○総務文教常任委員長（佐藤雅之君） それでは、提案します。

発議第2号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙、皆さんのところに配ってありますが、別紙のとおり大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するものではなく、義務教育の段階においては、教科書と同様に無償化することが望まれ、子供の学びと成長する権利を保障することは、国や私たち、社会全体の責任である。子供たちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化の実施を求めるため、意見書の提案をするものである。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時18分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員